



DWS ロシア・ルーブル債券投信 (毎月分配型／年2回決算型)

追加型投信／海外／債券

※課税上は株式投資信託として取扱われます。

投資信託説明書(請求目論見書)

2022. 7. 23

当ファンドは、特化型運用を行います。

ドイチエ・アセット・マネジメント株式会社

1. 本書により行うDWS ロシア・ループル債券投信（毎月分配型）／（年2回決算型）（以下「ファンド」といいます。）の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第5条の規定により有価証券届出書を2022年7月22日に関東財務局長に提出しており、2022年7月23日にその効力が発生しております。
2. 当ファンドの受益権の価額は、同ファンドに組入れられる有価証券等の値動きのほか、為替変動による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資家の皆様に帰属いたします。したがって、当ファンドは元金が保証されているものではありません。
3. 本書は、有価証券届出書（第三部の第2及び第3を除きます。）の内容を記載したものであり、投資家の請求により交付される投資信託説明書（請求目論見書）です。

発 行 者 名：ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
代表者の役職氏名：代表取締役社長 石谷 洋章
本店の所在の場所：東京都千代田区永田町二丁目11番1号 山王パークタワー
有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所：該当事項はありません。

目 次

項目	ページ
第一部 【証券情報】	1
第二部 【ファンド情報】	5
第1 【ファンドの状況】	5
第2 【管理及び運営】	38
第3 【ファンドの経理状況】	44
第4 【内国投資信託受益証券事務の概要】	70
第三部 【委託会社等の情報】	71
第1 【委託会社等の概況】	71
投資信託約款	

第一部【証券情報】

(1) 【ファンドの名称】

DWS ロシア・ループル債券投信（毎月分配型）（略称：DWS ロシア債券(毎月)）

DWS ロシア・ループル債券投信（年2回決算型）（略称：DWS ロシア債券(年2回)）

（以下、上記ファンドを総称して「DWS ロシア・ループル債券投信」または「ファンド」という場合があります。また、上記ファンドそれぞれを「毎月分配型」、「年2回決算型」あるいは「各ファンド」という場合があります。）

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

契約型の追加型証券投資信託の受益権です。

当ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社（「ドイチエ・アセット・マネジメント株式会社」をいいます。以下同じ。）は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

各ファンドについて、委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

(3) 【発行（売出）価額の総額】

各ファンドについて5,000億円を上限とします。

(4) 【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額※とします。

※ 「基準価額」とは、信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除した1口当たりの金額をいいます。なお、便宜上、1万口当たりに換算した価額で表示されることがあります。

基準価額については、販売会社または委託会社の後記照会先にお問合せ下さい。

(5) 【申込手数料】

申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に3.85%（税抜3.5%）を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。申込手数料の詳細については、販売会社にお問合せ下さい。

収益分配金を再投資する場合の申込手数料は無手数料とします。

(6) 【申込単位】

申込単位は、販売会社が定める単位とします。ただし、収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。申込単位の詳細については、販売会社にお問合せ下さい。

(7) 【申込期間】

2022年7月23日から2023年1月20日まで（継続申込期間）

ただし、取得申込受付日がフランクフルトの銀行休業日またはルクセンブルグの銀行休業日に該当する場合、取得申込みの受付は行いません。

※ 継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

原則として、販売会社の本・支店、営業所等において申込みの取扱いを行います。

販売会社については、委託会社の後記照会先にお問合せ下さい。

(9) 【払込期日】

当ファンドの取得申込者は、原則として販売会社が定める日までに申込代金を申込みの販売会社に支払うものとします。詳細については、販売会社にお問合せ下さい。

各取得申込受付日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、販売会社より委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

原則として、申込みの取扱いを行った販売会社（上記「(8) 申込取扱場所」をご参考下さい。）において払込みを取扱います。

(11) 【振替機関に関する事項】

振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

①取得申込みの方法等

取得申込みの受付は、原則として販売会社の営業日の午後3時までに取得申込みが行われ、かつ、当該取得申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分として取扱います。なお、当該受付時間を過ぎた場合は、翌営業日の受付分として取扱います。

当ファンドは収益分配金の受取方法により、収益の分配時に収益分配金を受け取る「一般コース」と、収益分配金が原則として税引き後無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」の2つのコースがあります。当ファンドの取得申込者は、取得申込みをする際に、「一般コース」か「自動けいぞく投資コース」か、どちらかのコースを申し出るものとします。なお、収益分配金の受取方法は途中で変更することはできません。

「自動けいぞく投資コース」を選択する場合、取得申込者は、当該販売会社との間で「自動けいぞく投資約款」にしたがって契約※を締結します。

※ 販売会社によっては、当該契約または規定について、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を用いることがあります。この場合、該当する別の名称に読み替えるものとします。なお、「定期定額購入サービス」等の取扱いの有無については、申込みの販売会社にお問合せ下さい。

②申込受付不可日

取得申込受付日がフランクフルトの銀行休業日またはルクセンブルグの銀行休業日に該当する場合、販売会社の営業日であっても、取得申込みは受け付けません。

③取得申込みの受付の中止、既に受け付けた取得申込みの受付の取消し等

a. 信託財産の効率的な運用に資するため必要があると委託会社が判断する場合、委託会社は、受益権の取得申込みの受付を制限または停止することができます。

b. 委託会社は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所及び金融商品取引法第2条第8項第3号に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）等における取引の停止、外国為替取引の停止その他合理的な事情（投資対象国における非常事態（金融危機、

デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等が発生した場合、システムの誤作動等により決済または基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。)があると委託会社が判断した場合は、受益権の取得申込みの受付を中止すること及び既に受けた取得申込みの受付を取消すことができます。

④振替受益権について

当ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。

当ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法及び上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

投資信託とは

多数の投資者からお金を集めて、ひとつの大きな資金にまとめます。
その資金を株式や債券等に分散投資して、運用する金融商品です。



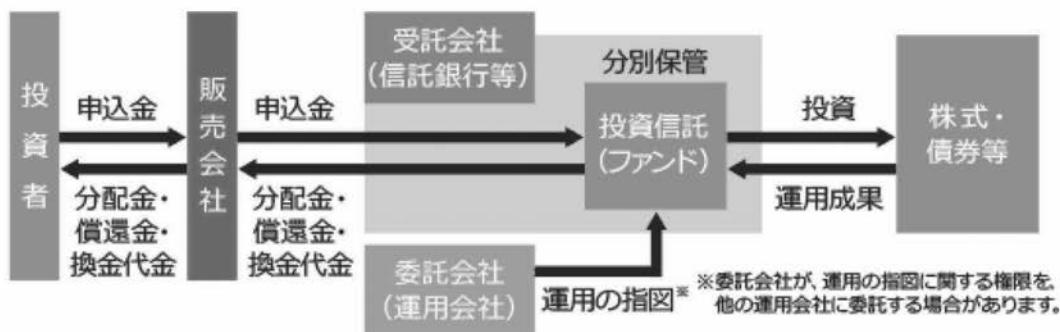
少額の資金で分散投資が可能です。運用による損益は、すべて投資者に帰属します。
運用成果は、投資者の持ち分に応じて平等に分配されます。投資信託の投資対象や
運用方法は、投資信託によってそれぞれ異なります。

投資信託の仕組み

委託会社(運用会社)は、投資信託の性格や運用方針等を決め、受託会社への指図を通じて
実質的な運用を行います。

販売会社は、投資信託の販売、換金、分配金の支払い等を行う会社(証券会社や銀行、保険
会社等の金融機関)です。

受託会社(信託銀行等)は、信託財産(投資信託において運用される株式や債券、現金等)
の保管や管理を行います。信託財産は、受託会社の財産とは区別して保管されます。



留意ポイント

- (1) 購入時または換金時に手数料がかかる場合があります。
- (2) 保有期間中に運用管理費用(信託報酬)がかかります。
- (3) 信託財産留保額がかかる投資信託があります。信託財産留保額は、投資者が負担する費用で、
投資信託の信託財産に繰り入れられます。
- (4) 購入期間・換金期間が限定されている場合があります。
- (5) 一般に、分配金・償還金・換金代金には税金がかかります。
- (6) 信託期間は延長される場合、もしくは繰上償還され短縮される場合があります。

投資信託は、元本保証がない金融商品です。

委託会社の照会先は以下の通りです。

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
・ホームページアドレス <https://funds.dws.com/jp/>
・電話番号 03-5156-5108 (受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで)

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

①ファンドの目的

当ファンドは、インカム・ゲインの獲得と信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

②信託金の限度額

各ファンドについて5,000億円を限度とします。

ただし、委託会社は、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

③基本的性格

当ファンドの商品分類及び属性区分は以下の通りです。

<商品分類表>

単位型投信・ 追加型投信	投資対象 地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立 区分	補足分類
単位型投信	国内	株式	M M F	インデックス型
		債券		
追加型投信	海外	不動産投信	M R F	特殊型
	内外	その他資産()	E T F	
		資産複合		

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

<商品分類の定義について>

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づく定義は以下の通りです。

- 「単位型投信・追加型投信」の区分のうち、「追加型投信」とは、一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われて從来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
- 「投資対象地域」の区分のうち、「海外」とは、目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
- 「投資対象資産(収益の源泉)」の区分のうち、「債券」とは、目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。なお、上記は当ファンドに該当する分類について記載したものです。上記以外の商品分類の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>) をご参照下さい。

<属性区分表>

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス	特殊型
株式		グローバル				
一般						ブル・ベア型
大型株	年1回	日本			日経225	
中小型株						
	<年2回決算型>					
債券	年2回	北米	ファミリー ファンド	あり ()		
一般	年4回	欧州				条件付 運用型
公債						
社債						
その他債券	年6回 (隔月)	アジア				
クレジット属性 ()		オセアニア			TOPIX	ロング・ショート型/絶対収益追求型
	<毎月分配型>					
不動産投信	年12回(毎月)	中南米	ファンド・ オブ・ ファンズ	なし		
その他資産(投資信託 証券(債券))	日々	アフリカ			その他 ()	
	その他 ()	中近東 (中東)				その他 ()
資産複合()		エマージング				
資産配分固定型						
資産配分変更型						

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

※ 「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

<属性区分の定義について>

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づく定義は以下の通りです。

- 「投資対象資産」の区分のうち、「その他資産」とは、目論見書または投資信託約款において、株式、債券及び不動産投信（リート）以外の資産を主要投資対象とする旨の記載があるものをいいます。なお、当ファンドは、投資信託証券を通じて実質的に債券に投資するため、商品分類表の「投資対象資産（収益の源泉）」においては「債券」に分類されます。
 - 「決算頻度」の区分のうち、「年2回」とは、目論見書または投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいい、「年12回(毎月)」とは、目論見書または投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいいます。
 - 「投資対象地域」の区分のうち、「欧州」とは、目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
 - 「投資形態」の区分のうち、「ファンド・オブ・ファンズ」とは、一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
 - 「為替ヘッジ」の区分のうち、「なし」とは、目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。
- なお、上記は当ファンドに該当する属性について記載したものです。上記以外の属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>) をご参照下さい。

④ファンドの特色（以下は、ファンドが主として投資を行うマザーファンドの特色を含みます。）

1. 主として、ロシアの国債及び準国債※等を主要投資対象とする投資信託証券に投資を行います。

※ 準国債：国が50%以上の株式を保有している企業が発行する債券（地方債も含みます。）

当ファンドは、特化型運用を行います。当ファンドにおける特化型運用は、投資対象に支配的な銘柄※が存在する、または存在することとなる可能性が高いため、当該銘柄の発行体に経営・財務破綻や経営・財務状況の悪化が生じた場合または予想される場合等には、大きな損失が発生することがあります。

※ 支配的な銘柄とは、投資対象候補銘柄の時価総額の合計額に対する一発行体当たりの時価総額の比率が10%を超える場合における当該発行体の発行する銘柄をいいます。

2. マザーファンドの主な投資対象であるDWS ロシア・ボンド・ファンドは、DWS インベストメント GmbH※が運用を行います。

※ DWS インベストメント GmbH はドイツ銀行グループの資産運用部門のドイツにおける拠点です。グローバルなネットワークを駆使し、投資家の多様なニーズに応える商品開発と優れた運用実績の実現を目指します。

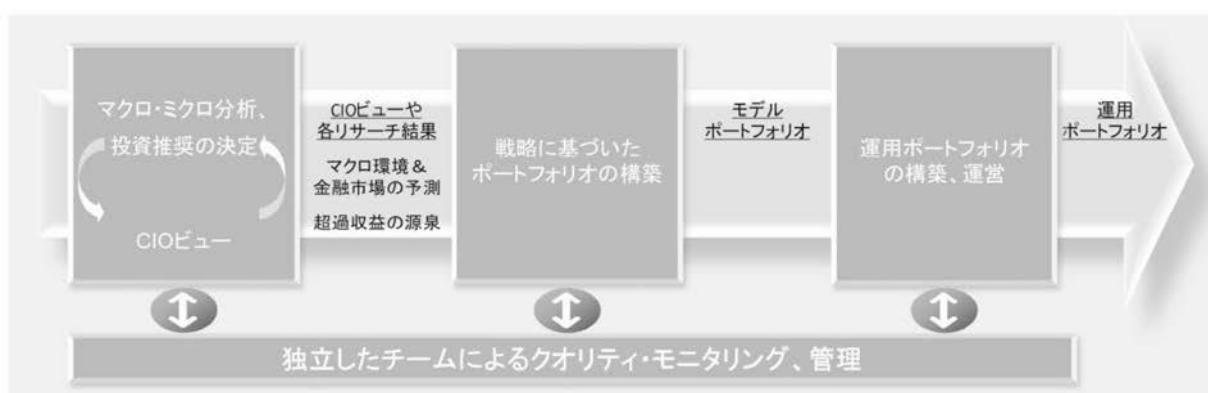
DWS ロシア・ボンド・ファンドでは：

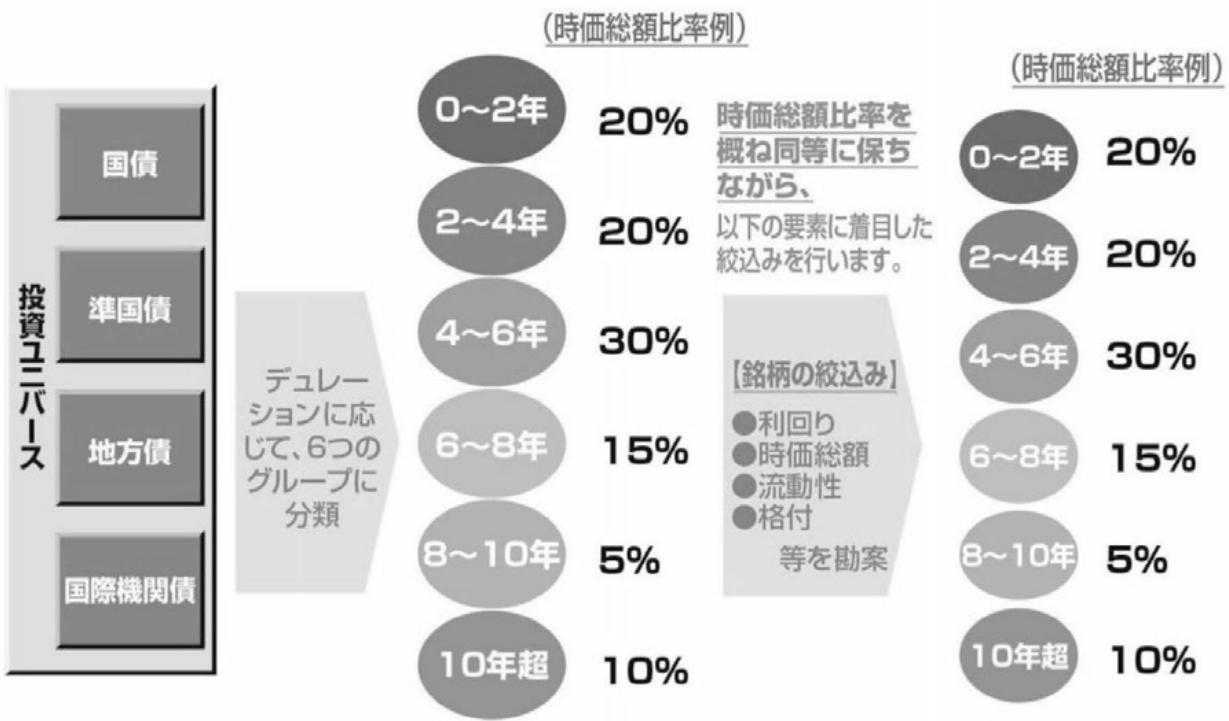
- ルーブル建のほか、ユーロ市場等で発行される米ドル建／ユーロ建等のロシア債券に主に投資します。
- ユーロ市場等で発行される米ドル建／ユーロ建等のロシア債券に投資を行う場合には、原則としてルーブル建債券に投資を行う場合と同等の経済効果を目指した運用を行うため、実質的にルーブル建となるように為替予約取引を行います。

< DWS ロシア・ボンド・ファンドの運用プロセス >

運用の基本方針に基づき投資対象の選定を行った後、投資ユニバースをデュレーション※に応じていくつかのグループに分類します。その際に算出したグループ毎の時価総額比率を概ね同等に保つことを目指しながら銘柄の絞込みを行い、ポートフォリオの構築を行います。

なお、以下に記載するグループの数、分類方法及び時価総額比率は、あくまでも本書作成時点のご参考として例示したものであり、実際のポートフォリオの数値とは異なります。また、将来の市場環境等の変動等により変更される場合があります。





※ 債券投資の平均回収期間を示します。

3. 「毎月分配型」と「年2回決算型」があります。

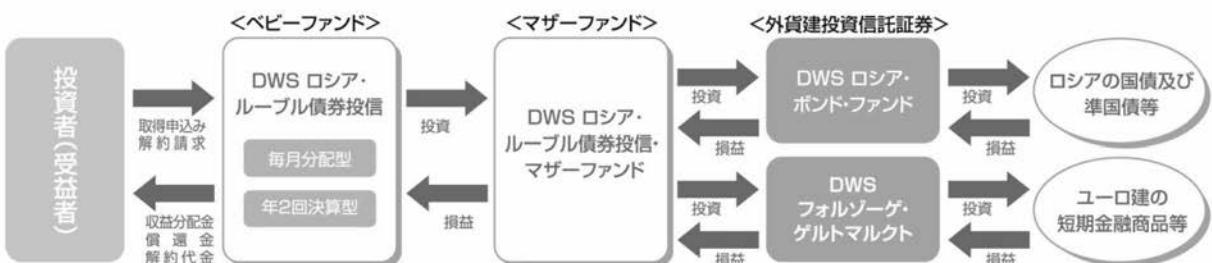
毎決算時（「毎月分配型」は、原則として毎月25日。「年2回決算型」は、原則として毎年4月25日及び10月25日。ただし、当該日が休業日の場合は翌営業日。）に、原則として収益分配方針に基づき収益分配を行います。

ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。

（注）販売会社によっては、「毎月分配型」、「年2回決算型」どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せ下さい。

4. 実質外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。

5. 当ファンドはファンド・オブ・ファンズの方式で運用を行います。



（注）市況動向及び資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

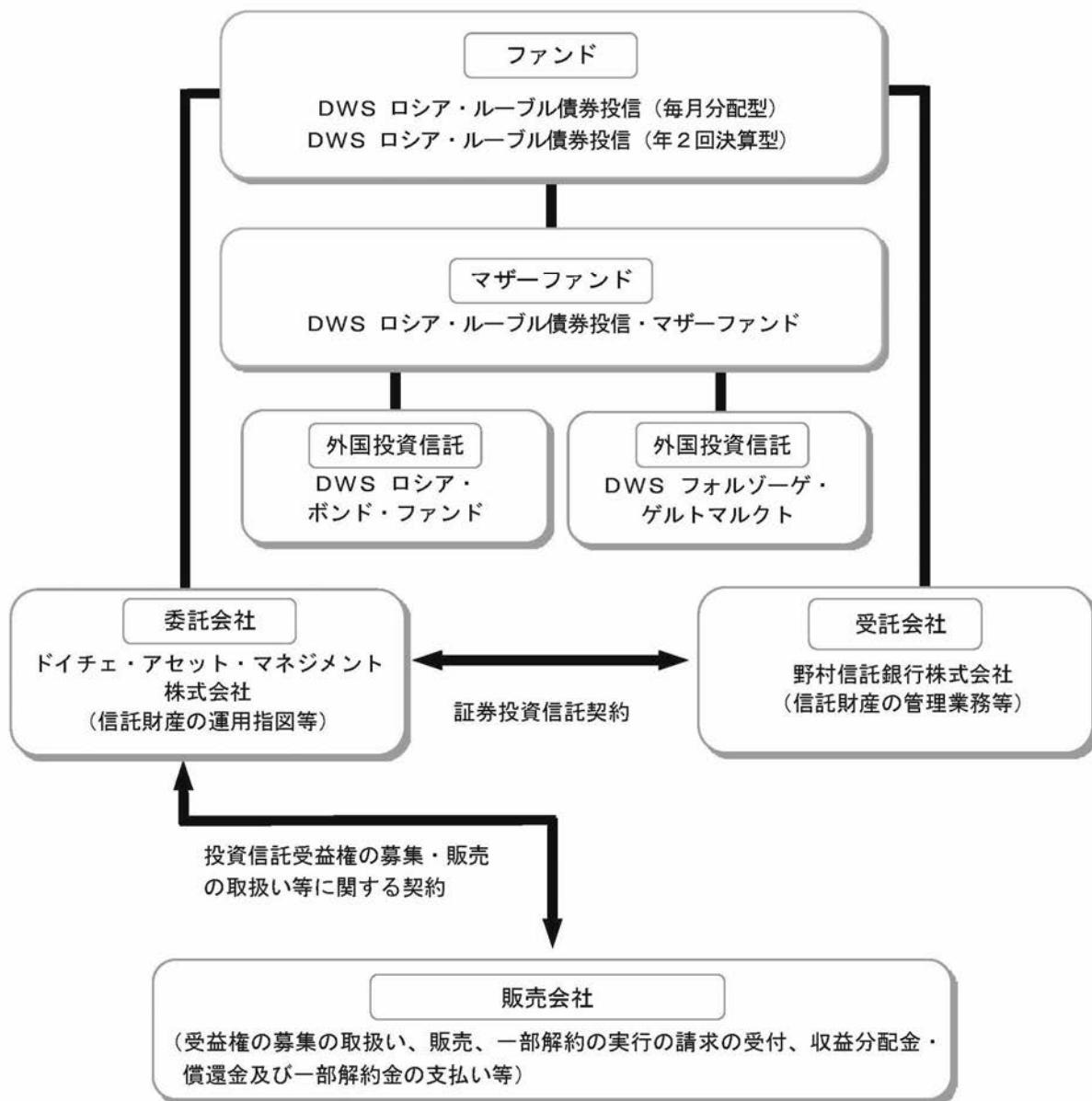
(2) 【ファンドの沿革】

2008年5月29日 信託契約締結、ファンドの設定、運用開始

2017年1月21日 信託期間を2028年4月25日までに変更（当初は2018年4月25日まで）

(3) 【ファンドの仕組み】

①ファンドの仕組み



②委託会社及びファンドの関係法人

委託会社及びファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割は次の通りです。

- a. ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社（「委託会社」）

当ファンドの委託会社として、信託財産の運用指図、受託会社との信託契約の締結、目論見書・運用報告書の作成等を行います。

- b. 野村信託銀行株式会社（「受託会社」）

委託会社との間で「証券投資信託契約」を締結し、これに基づき、当ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理、基準価額の計算、外国証券を保管・管理する外国の金融機関への指図等を行います。

- c. 「販売会社」

委託会社との間で「投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」を締結し、これに基づき、当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金・償還金及び一部解約金の支払い等を行います。

③委託会社の概況

a. 資本金の額（2022年5月末現在）

3,078百万円

b. 沿革

1985年 モルガン グレンフェル インターナショナル アセット マネジメント（株）設立
1987年 投資顧問業登録、投資一任業務認可取得
1990年 ドイツ銀投資顧問（株）と合併し、ディービー モルガン グレンフェル アセット マネジメント（株）に社名を変更
1995年 ディービー モルガン グレンフェル投信投資顧問（株）に社名を変更
証券投資信託委託会社免許取得
1996年 ドイチ・モルガン・グレンフェル投信投資顧問（株）に社名を変更
1999年 バンカース・トラスト投信投資顧問（株）と合併し、ドイチ・アセット・マネジメント（株）に社名を変更
2002年 チューリッヒ・スカダー投資顧問（株）と合併
2005年 ドイチ・アセット・マネジメント（株）とドイチ信託銀行（株）の資産運用サービス業務を統合
資産運用部門はドイチ・アセット・マネジメント（株）に一本化

c. 大株主の状況（2022年5月末現在）

名 称：DWS グループ G m b H & C o . K G a A

住 所：ドイツ連邦共和国60329 ヘッセン フランクフルト・アム・マイン マインツァー・ラント通り11-17

所有株式：61,560株

所有比率：100%

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

①基本方針

当ファンドは、インカム・ゲインの獲得と信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

②運用方法

a . 投資対象

DWS ロシア・ループル債券投信・マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。

b . 投資態度

- 1) 主として、マザーファンド受益証券への投資を通じて、インカム・ゲインの獲得と信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。
- 2) マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として、ロシアの国債及び準国債（国が50%以上の株式を保有している企業が発行する債券をいいます。以下同じ。）等を主要投資対象とする投資信託証券に投資を行います。
- 3) 実質外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。
- 4) 市況動向及び資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

<マザーファンドの投資方針>

①基本方針

マザーファンドは、インカム・ゲインの獲得と信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

②運用方法

a . 投資対象

投資信託証券を主要投資対象とします。

b . 投資態度

- 1) 主として、ロシアの国債及び準国債等を主要投資対象とする投資信託証券に投資を行い、インカム・ゲインの獲得と信託財産の中長期的な成長を目指します。
- 2) 投資信託証券への投資にあたっては、本書作成時点において、以下の投資信託証券（以下「指定投資信託証券」といいます。）に投資を行うことを基本とします。なお、指定投資信託証券は見直されることがあります、指定投資信託証券として指定されていた投資信託証券が指定から外れる場合や、新たな投資信託証券が指定投資信託証券として指定される場合があります。

ルクセンブルグ籍外国投資信託 DWS ロシア・ボンド・ファンド

ルクセンブルグ籍外国投資信託 DWS フォルゾーゲ・ゲルトマルクト

- 3) 各投資信託証券への投資割合は、市況動向及び資金動向等を勘案して決定するものとしますが、原則としてロシアの国債及び準国債等を主要投資対象とする投資信託証券の組入比率は高位に保つことを基本とします。
- 4) 外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。
- 5) 市況動向及び資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

c . 銘柄選定の方針

指定投資信託証券については、その具体的な投資対象を重視して選定を行います。また、余裕資金の円滑な運用を目的とした選定も行います。

(2) 【投資対象】

①投資の対象とする資産の種類

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - (イ) 有価証券

(ロ) 金銭債権

(ハ) 約束手形

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

(イ) 為替手形

②投資の対象とする有価証券等

a. 委託会社は、信託金を、主として、ドイチ・エ・マネジメント株式会社を委託会社とし、野村信託銀行株式会社を受託会社として締結されたDWS ロシア・ループル債券投信・マザーファンドの受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパー及び短期社債等

2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記1. の証券の性質を有するもの

3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券及び社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）

4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、上記3. の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は買現先取引及び債券貸借取引に限り行うことができるものとします。

b. 委託会社は、信託金を、上記a. に掲げる有価証券のほか、当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。以下同じ。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

<マザーファンドの投資対象>

①投資の対象とする資産の種類

マザーファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産

(イ) 有価証券

(ロ) 金銭債権

(ハ) 約束手形

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

(イ) 為替手形

②運用の指図範囲等

a. 委託会社は、信託金を、主として指定投資信託証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図するものとします。

1. コマーシャル・ペーパー及び短期社債等

2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記1. の証券の性質を有するもの

3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券及び社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）

4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、上記3. の証券を以下「公社債」とい、公社債に係る運用の指図は買現先取引及び債券貸借取引に限り行うことができるものとします。

- b. 委託会社は、信託金を、上記 a. に掲げる有価証券のほか、マザーファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。
1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形

<マザーファンドが投資する指定投資信託証券の概要>

ファンド名	DWS ロシア・ボンド・ファンド	DWS フォルゾーゲ・ゲルトマルクト
形態	ルクセンブルグ籍外国投資信託	ルクセンブルグ籍外国投資信託
表示通貨	ロシア・ルーブル (取引決済はユーロで行われます。)	ユーロ
運用の基本方針	主にロシアの国債及び準国債等に投資を行い、インカム・ゲインの獲得とファンド資産の中長期的な成長を目指します。	1カ月 EURIBOR をベンチマークとし、安定的な収益の確保を目指します。
主な投資対象	ロシアの国債及び準国債等	ユーロ建の短期金融商品等
主な投資制限	・株式への投資は行いません。 ・ルーブル建以外の資産へ投資を行う場合は、当該ルーブル以外の通貨売り、ルーブル買いの為替取引を行うことを原則とします。	・1発行体への投資の合計額はファンド資産の10%を超ません。
投資運用会社	DWSインベストメント GmbH	DWSインベストメント GmbH
管理会社	DWSインベストメント・エス・エー	DWSインベストメント・エス・エー

(注1) DWS ロシア・ボンド・ファンドにおいて、正味で大口の資金流入または資金流出が発生した場合、予想される取引コスト等を考慮して、当該ファンドの価格が調整されることがあります。

(注2) 市況動向及び資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

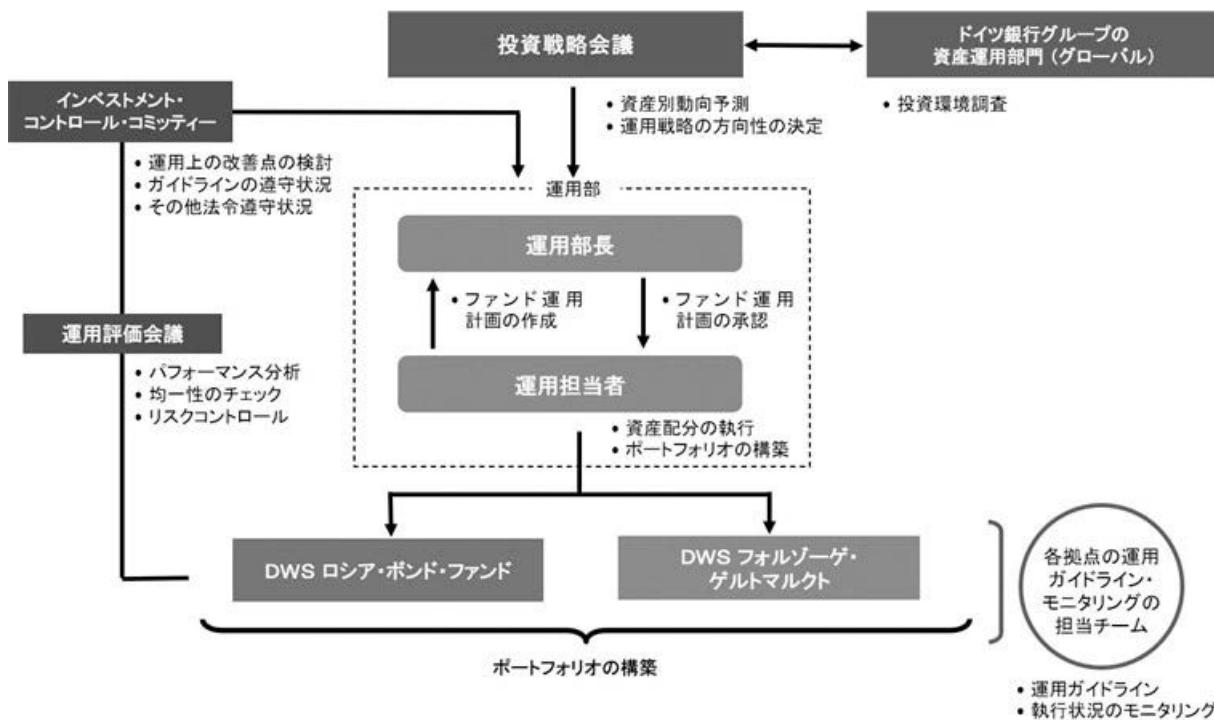
(注3) 指定投資信託証券は見直されることがあります。

(注4) 上記は本書作成時点のものであり、今後変更となることがあります。

(3) 【運用体制】

当ファンドの運用体制は以下の通りです。

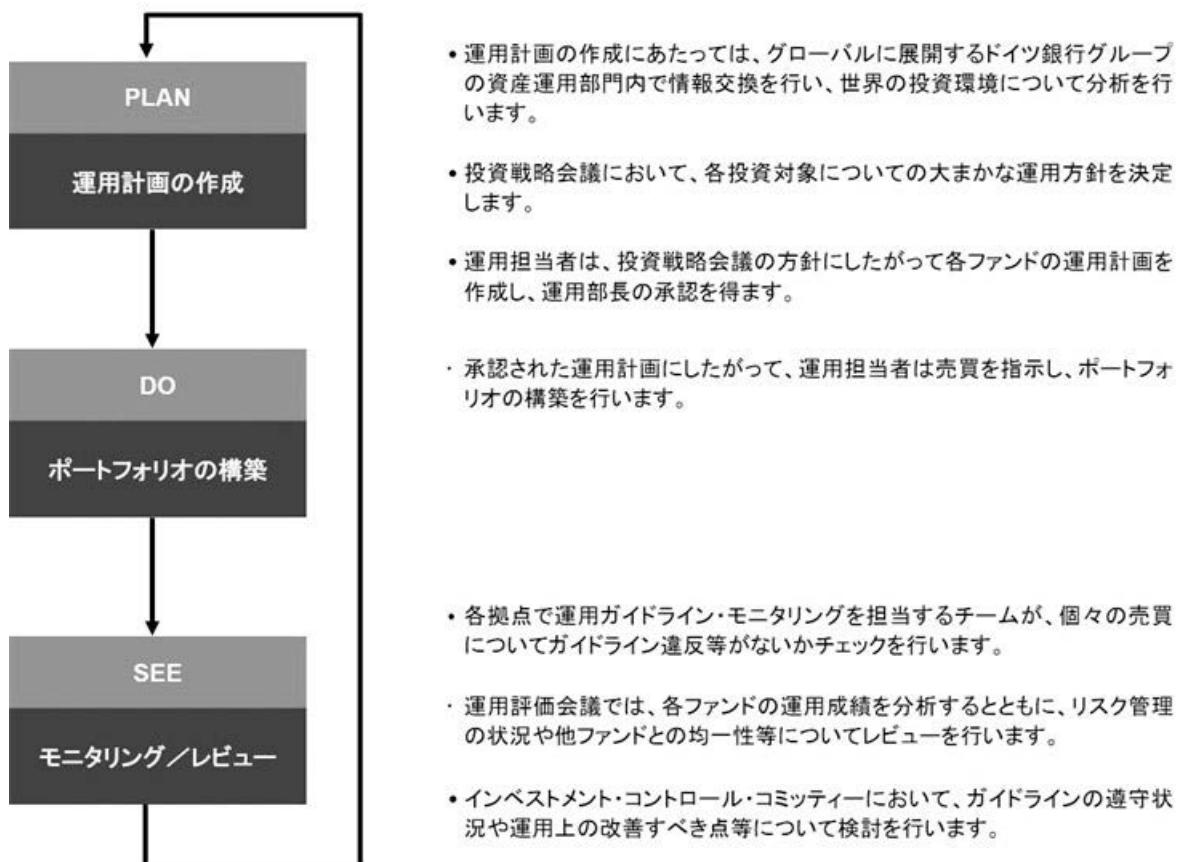
<運用体制>



運用計画の作成、ポートフォリオの運用指図、法令等の遵守状況確認、運用評価及びリスク管理等当ファンドの一連の運用業務は、委託会社の運用部が行います。運用部における主な意思決定機関としては、投資戦略会議、運用評価会議、インベストメント・コントロール・コミッティーの3つがあります。これらはいずれも運用部長が主催し、各運用担当者及び必要に応じて関係部署の代表者が参加して行われます。

投資戦略会議では、投資環境予測や運用戦略の方向性の決定等、運用計画の作成に必要な基本的な事項を審議・決定します。運用評価会議では、超過収益率の要因分析や投資行動、均一性等を含めて審議します。インベストメント・コントロール・コミッティーでは、顧客勘定における運用リスクに係る諸問題等を把握し、必要な意思決定を行います。これらの運用体制については、社内規程及び運用部部内規程により定められています。

<運用の流れ>



<内部管理及びファンドに係る意思決定を監督する組織>

インベストメント・コントロール・コミッティーは、その活動内容等をエグゼクティブ・コミッティーに報告します。エグゼクティブ・コミッティーは代表取締役が議長を務め、委託会社の業務運営、リスク管理及び内部統制等に係る諸問題を把握し、取締役会決議事項については取締役会に対する諮問機関であるとともに、それ以外の事項については代表取締役が行う意思決定を補佐する機関としての役割を担います。さらに、コンプライアンス統括部は、運用部から独立した立場でガイドライン遵守状況及び利益相反取引等の検証を行います。また、独立したモニタリング活動として、すべての部門から独立した監査部が内部統制の有効性及び業務プロセスの効率性を検証し、経営陣に対して問題点の指摘、改善点の提案を行います。上記各組織については、その内部管理機能の有効性の観点から十分な人員を確保しております。

<委託会社等によるファンドの関係法人に対する管理体制>

当ファンドの受託会社に対する管理については、証券投資信託契約に基づく受託会社としての業務の適切な遂行及び全体的なサービスレベルを委託会社の業務部においてモニターしております。

(注) 運用体制は、今後変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

毎決算時（「毎月分配型」は、原則として毎月25日。「年2回決算型」は、原則として毎年4月25日及び10月25日。ただし、当該日が休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- ①分配対象額は、経費等控除後の繰越分を含めた配当等収益及び売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ②収益分配金額は、委託会社が基準価額水準及び市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。
- ③留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

（注）将来の分配金の支払い及びその金額について保証するものではありません。

[収益分配金に関する留意事項]

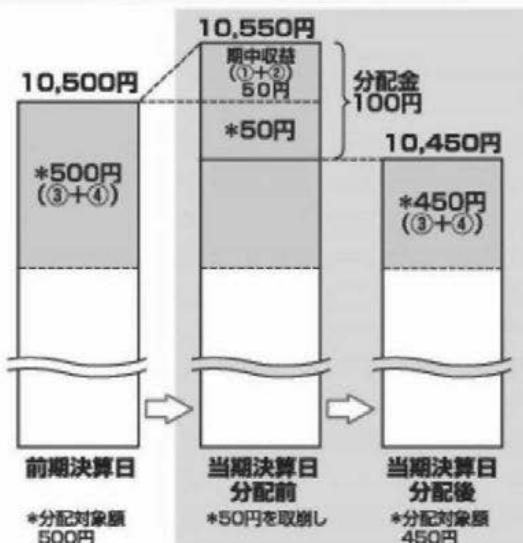
- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



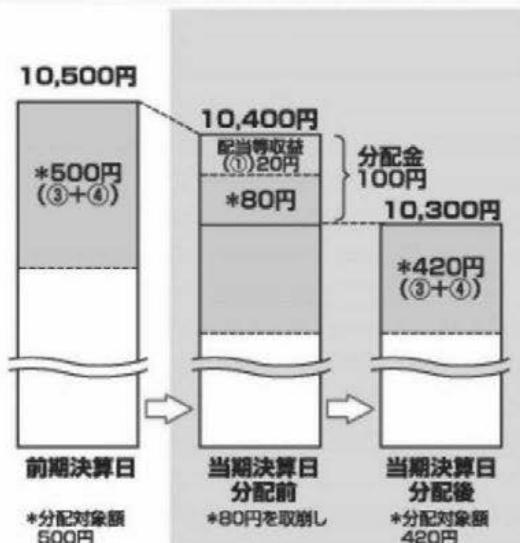
- 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益及び評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。
また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの收益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合



前期決算日から基準価額が下落した場合

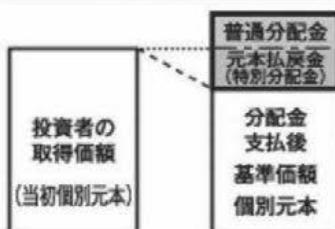


(注)分配対象額は、①経費控除後の配当等収益及び②経費控除後の評価益を含む売買益並びに③分配準備積立金及び④収益調整金です。
分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意下さい。

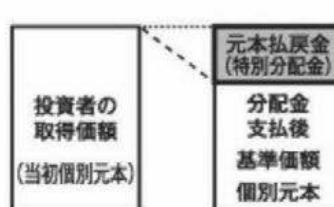
- 投資者のファンドの取得価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド取得後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金：個別元本(投資者のファンドの取得価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。(特別分配金)

(5) 【投資制限】

<信託約款で定める投資制限>

①株式への投資制限

株式への直接投資は行いません。

②投資信託証券への投資制限

投資信託証券への実質投資割合※には制限を設けません。

※ 「実質投資割合」とは、各ファンドに属する当該資産の時価総額とマザーファンドに属する当該資産のうち各ファンドに属するとみなした額（各ファンドに属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の信託財産の純資産総額に占める割合をいいます。以下同じ。

③外貨建資産への投資制限

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

④信用リスク集中回避のための投資制限

- a . 同一銘柄の投資信託証券への投資は、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会規則に定めるエクスポートレーラーがルックスルーできる場合に該当しないときは、信託財産の純資産総額の35%以下とします。
- b . 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対するエクスポートレーラーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として35%以下とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

⑤公社債の借入れ

- a . 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行ふものとします。
- b . 上記 a . の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c . 信託財産の一部解約等の事由により、上記 b . の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- d . 上記 a . の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

⑥特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

⑦外国為替予約取引の指図

- a . 委託会社は、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約取引を指図することができます。
- b . 上記 a . において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑧資金の借入れ

- a . 委託会社は、信託財産の効率的な運用並びに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- b . 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5営業日以内である場合の当該期間

- とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金及び有価証券等の償還金の合計額を限度とします。
- c. 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
 - d. 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

<マザーファンドの信託約款で定める投資制限>

①株式への投資制限

株式への直接投資は行いません。

②投資信託証券への投資制限

投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

③外貨建資産への投資制限

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

④信用リスク集中回避のための投資制限

- a. 同一銘柄の投資信託証券への投資は、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会規則に定めるエクスポートジャーラックスルーできる場合に該当しないときは、信託財産の純資産総額の35%以下とします。
- b. 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対するエクスポートジャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として35%以下とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

⑤公社債の借入れ

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行ふものとします。
- b. 上記a. の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により、上記b. の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- d. 上記a. の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

⑥特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

⑦外国為替予約取引の指図

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約取引を指図することができます。

<法令で定める投資制限>

①同一法人の発行する株式への投資制限（投信法第9条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式について、次のa. の数がb. の数を超えることとなる場合には、当該株式を信託財産で取得することを受託会社に指図しないものとします。

- a. 委託会社が運用の指図を行うすべてのファンドで保有する当該株式に係る議決権の総数
- b. 当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数

②デリバティブ取引に係る投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引及び選択権付

債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

③信用リスク集中回避のための投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号の2）

委託会社は、信託財産に関し、信用リスク（保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいう。）を適正に管理する方法としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法に反することとなる取引を行うことを受託会社に指図しないものとします。

3 【投資リスク】

(1)当ファンドの主なリスク及び留意点

当ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて投資信託証券に投資することにより、債券等の値動きのある証券（外貨建資産には、この他に為替変動リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元金が保証されているものではありません。当ファンドに生じた利益及び損失は、すべて受益者に帰属します。当ファンドの基準価額は、主に以下のリスクにより変動し、損失を生じるおそれがあります。

なお、当ファンドは預貯金と異なります。

①金利変動リスク

債券価格は、通常、金利が上昇した場合には下落傾向となり、金利が低下した場合には上昇傾向となります。したがって、金利が上昇した場合には、保有している債券の価格は下落し、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。特に、新興国の債券等の価格は、こうした金利変動や投資環境の変化等の影響を大きく受け、短期間に大幅に変動する可能性があります。

②信用リスク

債券及びコマーシャル・ペーパー等短期金融商品の価格は、発行者の経営・財務状況の変化及びそれに関する外部評価の変化を含む信用状況等の悪化により、下落することがあります。特に、デフォルト（債務不履行）が生じた場合または予想される場合には、当該商品の価格は大きく下落（価格がゼロとなることもあります。）し、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。特に、新興国の債券等の格付の低い債券は、格付の高い債券と比較して、一般的に信用度が低く、発行者の信用状況等の変化により短期間に価格が大きく変動する可能性やデフォルトの可能性が高いと考えられます。

③為替変動リスク

当ファンドは主に外国の債券に投資する外貨建投資信託証券に投資しますので、ファンドの基準価額は、当該投資信託証券及び当該投資信託証券が組入れている外貨建資産の通貨と日本円との間の為替レートの変動の影響を受けます。外貨建資産の価格は、通常、為替レートが円安になれば上昇しますが、円高になれば下落します。したがって、為替レートが円高になれば外貨建資産の価格が下落し、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

④カントリーリスク

投資対象国の政治、経済情勢の変化等により、市場が混乱した場合や、組入資産の取引に関わる法制度の変更が行われた場合等には、有価証券等の価格が変動したり、投資方針に沿った運用が困難な場合があります。これらにより、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。特に、新興国市場には、一般に先進諸国の市場に比べ、規模、取引量が小さく、法制度（市場の法制度、政府の規制、税制、外国への送金規制等）やインフラストラクチャーが未発達であり、低い流動性、高い価格変動性、並びに決済の低い効率性が考えられます。また、発行者情報の開示等の基準が先進諸国と異なることから、投資判断に際して正確な情報を十分確保できないことがあります。このように、新興国への投資については、一般的に先進諸国への投資に比べカントリーリスクが高くなります。

⑤流動性リスク

急激かつ多量の売買により市場が大きな影響を受けた場合、または市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、投資対象とする投資信託証券において機動的に有価証券等を売買できないことがあります。このような場合には、当該有価証券等の価格の下落により、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

⑥その他の留意点

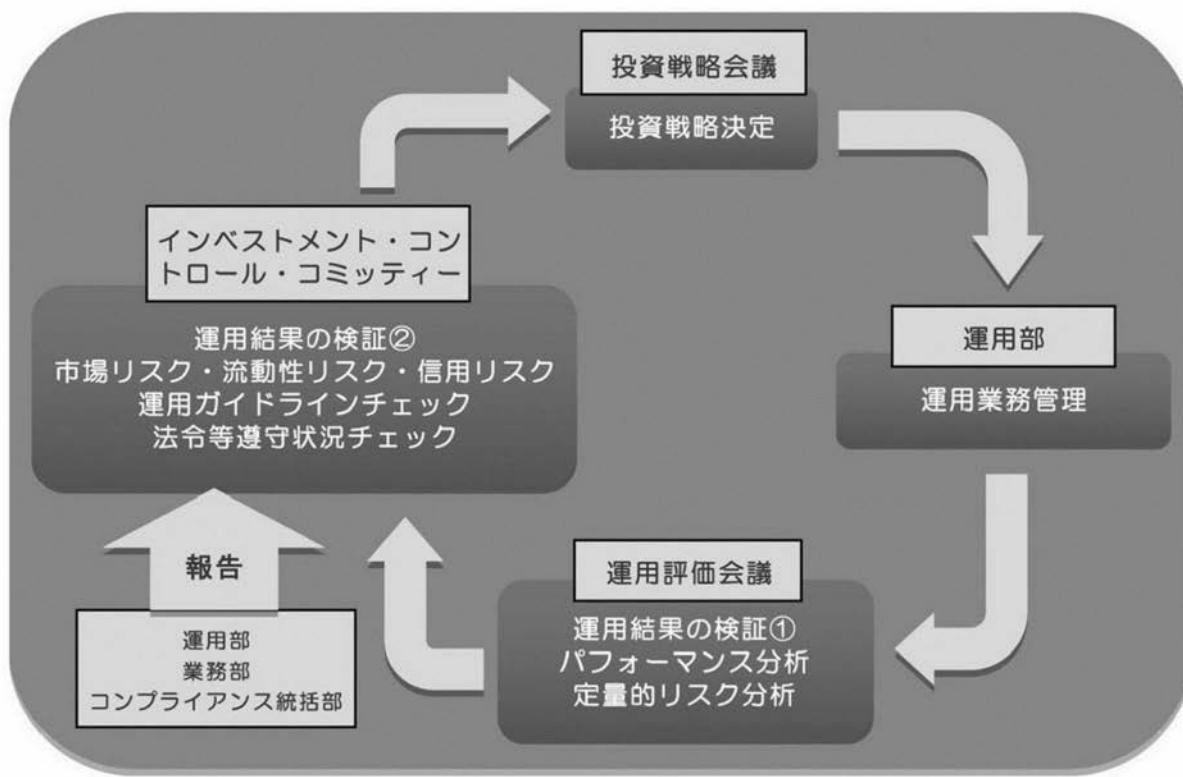
- ・当ファンドがマザーファンドを通じて投資する投資信託証券においては、同一発行体の発行する銘柄に10%を超えて投資する可能性が高く、特定の銘柄への投資が集中することがあります。当該銘柄の発行体に経営・財務破綻や経営・財務状況の悪化が生じた場合または予想される場合等には、大きな損失が発生しファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。
- ・一部の新興国の通貨（特に為替規制を行っている通貨）については、ノン・デリバラブル・フォワード（NDF）という取引手法を用いて為替取引を行う場合があります。NDFは為替予約取引の一種です

が、当該通貨を用いた受渡しは行われず、米ドル等の主要通貨によって差金決済されます。当該新興国の為替市場における通貨の値動きは、内外の為替取引の自由化を実施していないことから、価格間の裁定が働きにくい状況となっており、NDFにおける通貨の値動きと実際の為替市場の値動きは一致せず、大きく乖離する場合があります。この結果、基準価額の値動きが、実際の為替市場の値動きから想定されるものと大きく乖離する場合があります。なお、当ファンドにおいては、米ドル建／ユーロ建等のロシア債券に投資する場合には一部NDFによる為替取引を行う場合があります。

- ・各ファンドの資産規模に対して大量の追加設定（ファンドへの資金流入）または大量の一部解約（ファンドからの資金流出）があった場合、基準価額の変動が市場動向と大きく異なる可能性があります。また、大量の追加設定があった場合、各ファンドがマザーファンドを通じて投資する投資信託証券においても原則として迅速に有価証券の組入れを行いますが、買付予定銘柄によっては流動性等の観点から買付終了までに時間がかかることがあります。同様に大量の解約があった場合にも解約資金を手当てるため保有証券を大量に売却しなければならないことがあります。その結果、基準価額の変動が市場動向と大きく異なる可能性があります。また、マザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドの追加設定・一部解約等により、当該マザーファンドにおいて売買が生じた場合等には、ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。
- ・当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約代金を手当てる必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、取得申込みの受け付けが中止となる可能性、解約代金の支払いが遅延する可能性等があります。
- ・委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他合理的な事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等が発生した場合、システムの誤作動等により決済または基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。）があると委託会社が判断した場合は、取得申込み・解約請求の受付を中止すること及び既に受け付けた取得申込み・解約請求の受付を取消すことができます。
- ・当ファンドの資産規模によっては、投資方針に沿った運用が効率的にできない場合があります。その場合には、適切な資産規模の場合と比較して収益性が劣る可能性があります。
- ・各ファンドは、受益権の口数が50億口を下回ることとなった場合、DWS ロシア・ボンド・ファンドが償還することとなる場合等に必要な手続き等を経て繰上償還されることがあります。
- ・資金動向、市況動向その他の要因により、投資方針に沿った運用ができない場合があります。
- ・当ファンドは、以下の日は取得申込み及び解約請求の受付を行いません。
　　法兰クフルトの銀行休業日またはルクセンブルグの銀行休業日
- ・法令・税制・会計制度等は今後変更される可能性もあります。
- ・投資対象国の政府当局による、海外からの投資規制や課徴的な税制、海外からの送回金規制等の様々な規制の導入や政策変更等により、投資対象国の証券への投資が悪影響を被る可能性があります。
- ・当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

(2) 投資リスクに対する管理体制

委託会社のリスク管理体制は以下の通りです。



委託会社では2つの検証機能を有しています。1つは運用評価会議で、ここではパフォーマンス分析及び定量的リスク分析が行われます。もう1つはインベストメント・コントロール・コミッティーで、ここでは運用部、業務部、コンプライアンス統括部から市場リスク、流動性リスク、信用リスク、運用ガイドライン・法令等遵守状況等様々なリスク管理状況が報告され、検証が行われます。このコミッティーで議論された内容は、取締役会から一部権限を委譲されたエグゼクティブ・コミッティーに報告され、委託会社として必要な対策を指示する体制がとられています。運用部ではこうしたリスク管理の結果も考慮し、次の投資戦略を決定し、日々の運用業務を行っております。

また、委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリング等を実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証等を行います。取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。

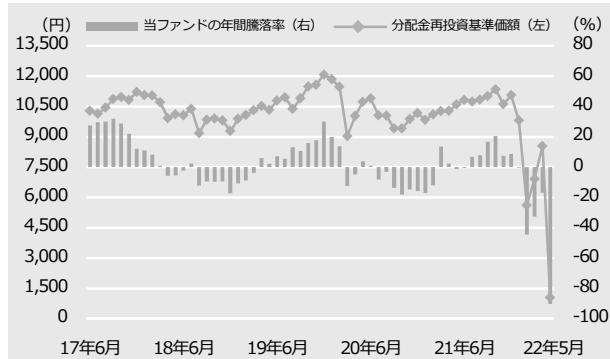
(注) 投資リスクに対する管理体制は、今後変更となる場合があります。

(参考情報)

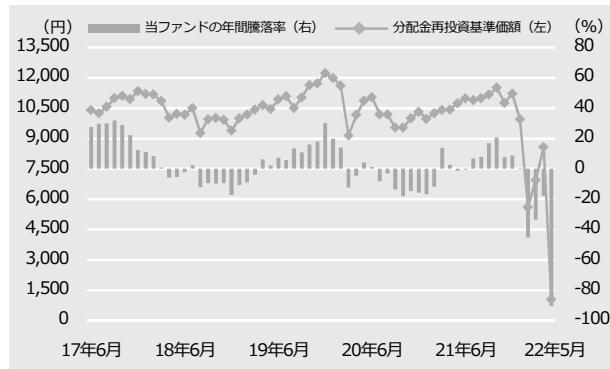
当ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移 ※1,※2

(2017年6月～2022年5月)

毎月分配型



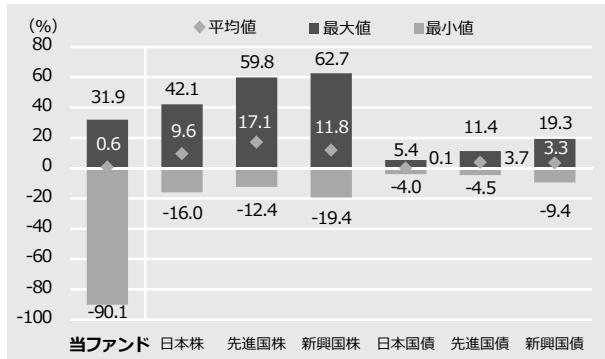
年2回決算型



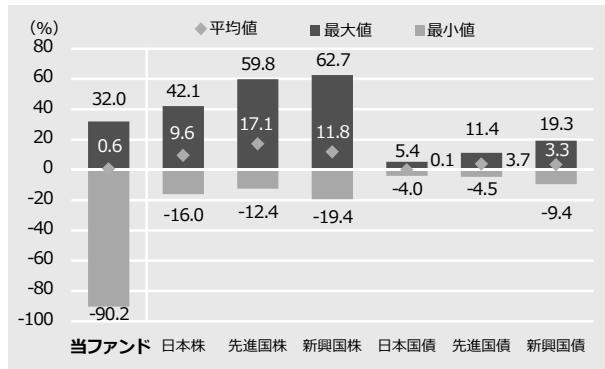
当ファンドと代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較 ※1,※3,※4

(2017年6月～2022年5月)

毎月分配型



年2回決算型



※1 年間騰落率とは、各月末における直近 1 年間の騰落率をいいます。なお、当ファンドの年間騰落率は、分配金（税引前）を再投資したものとして計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※2 分配金再投資基準価額の推移は、各月末の値を記載しております。なお、分配金（税引前）を再投資したものとして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。
ただし、設定來の分配金が 0 円のファンドにつきましては基準価額と同一となっております。

※3 2017 年 6 月～2022 年 5 月の 5 年間の年間騰落率の平均値・最大値・最小値を、当ファンド及び他の代表的な資産クラスについて表示したものです。

※4 各資産クラスの指標は以下のとおりです。

日本株 : T O P I X (配当込み)

先進国株 : M S C I コクサイ・インデックス (配当込み、円ベース)

新興国株 : M S C I エマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)

日本国債 : N O M U R A - B P I 国債

先進国債 : F T S E 世界国債インデックス (除く日本、円ベース)

新興国債 : J P モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド (円ベース)

(注1) すべての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

(注2) 先進国株、新興国株、先進国債及び新興国債の指標は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

各資産クラスの指標について

- ・TOPIX（東証株価指数）の指標値及びTOPIXにかかる標章または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社（以下「JPX」といいます。）の知的財産であり、指標の算出、指標値の公表、利用等TOPIXに関するすべての権利・ノウハウ及びTOPIXにかかる標章または商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、TOPIXの指標値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。
- ・MSCIコクサイ・インデックス及びMSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCIインク（以下「MSCI」といいます。）が算出する指標です。同指標に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCIに帰属します。また、MSCIは同指標の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。
- ・NOMURA-BPIは、野村證券株式会社が公表している指標で、その知的財産権その他一切の権利は野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社はNOMURA-BPIを用いて行われるドイチエ・アセット・マネジメント株式会社の事業活動・サービスに関し一切の責任を負いません。
- ・FTSE世界国債インデックス（除く日本）は、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている指標です。同指標に関する著作権、知的財産その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。
- ・JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイドは、JPMorgan Chase & Co.の子会社であるJ.P. Morgan Securities LLC（以下「J.P. Morgan」といいます。）が算出する債券インデックスであり、その著作権及び知的所有権は同社に帰属します。J.P. Morganは、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド及びそのサブインデックスが参照される可能性のある、または販売奨励の目的でJPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド及びそのサブインデックスが使用される可能性のあるいかなる商品についても、出資、保証、または奨励するものではありません。J.P. Morganは、証券投資全般もしくは本商品そのもののへの投資の適否またはJPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド及びそのサブインデックスが債券市場一般のパフォーマンスに連動する能力に関して、何ら明示または黙示に、表明または保証するものではありません。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に3.85%（税抜3.5%）を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。申込手数料の詳細については、販売会社にお問合せ下さい。
収益分配金を再投資する場合の申込手数料は無手数料とします。

（注）申込手数料は、販売会社による商品及び関連する投資環境の説明や情報提供等並びに購入受付事務等の対価です。

(2) 【換金（解約）手数料】

換金（解約）に係る手数料はありません。

ただし、換金（解約）時に、一部解約の実行の請求を受けた日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額*（当該基準価額に0.3%を乗じて得た額）が差し引かれます。

* 「信託財産留保額」とは、引き続き受益権を保有する受益者と解約者との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、信託満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額をいい、信託財産に繰り入れられます。

(3) 【信託報酬等】

①各ファンドの信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、各ファンドの信託財産の純資産総額に年率1.221%（税抜1.11%）以内を乗じて得た額とし、その配分及び役務の内容は以下の通りです。

	配分（年率、税抜）	役務の内容
委託会社	0.38%以内	委託した資金の運用等の対価
販売会社	0.70%	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内での当ファンドの管理等の対価
受託会社	0.03%	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価

（注）委託会社及び受託会社の報酬は、ファンドから支払われます。信託報酬の販売会社への配分は、販売会社が行うファンドの募集の取扱い等に関する業務に対する代行手数料であり、ファンドから委託会社に支払われた後、委託会社より販売会社に対して支払われます。

なお、この他に指定投資信託証券に関しても、以下の信託報酬相当額がかかります。

指定投資信託証券の名称	信託報酬相当額（年率）
DWS ロシア・ボンド・ファンド	実質0.40%以内 ^{（注）}
DWS フォルゾーゲ・ゲルトマルクト	0.20%（本書作成日現在）

（注）当該指定投資信託証券の信託報酬（運用報酬及び管理報酬等）の一部（年率0.70%以内のうち、年率0.30%）は、マザーファンドに対して払い戻されるため、実質的な信託報酬は年率0.40%以内となります。したがって、各ファンドの信託報酬に指定投資信託証券の信託報酬相当額を加算した実質的な信託報酬は、本書作成日現在において、各ファンドの純資産総額に対し、年率1.621%以内（税込）となります。なお、この実質的な信託報酬は、あくまでも概算値であり、マザーファンドにおける実際の指定投資信託証券の組入状況等によっては変動することがあります。

②上記①の信託報酬並びに当該信託報酬に係る消費税及び地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」といいます。）は毎日計上され、基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から支払うものとします。

(4) 【その他の手数料等】

①当ファンド及び組入ファンドにおいて、信託事務の処理等に要する諸費用（ファンドの監査に係る監査法人への報酬、法律・税務顧問への報酬、目論見書・運用報告書等の作成・印刷等に係る費用等を含みます。以下同じ。）、組入資産の売買委託手数料、資産を外国で保管する場合の費用、租税等がかかります。これらは原則として信託財産が負担します。

ただし、これらの費用のうち当ファンドの信託事務の処理等に要する諸費用の信託財産での負担は、そ

の純資産総額に対して年率0.10%を上限とします。

- ②当ファンドの信託事務の処理等に要する諸費用は毎日計上され、基準価額に反映されます。なお、「毎月分配型」においては毎年4月及び10月に到来する計算期末または信託終了のときに、「年2回決算型」においては毎計算期末または信託終了のときに消費税等相当額とともに信託財産中から支払われます。
- ③上記①の手数料等は、運用状況等により変動するものであり、当ファンドの信託事務の処理等に要する諸費用を除き事前に料率、上限額等を表示することができません。

(5) 【課税上の取扱い】

日本の居住者（法人を含みます。）である受益者に対する課税については、以下の取扱いとなります。

①個別元本方式について

追加型株式投資信託については、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料及び申込手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、原則として、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数口座で同一ファンドを取得する場合は当該口座毎に、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。

受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については下記「②収益分配金について」をご参照下さい。）

②収益分配金について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者の元本の一部払戻しに相当する部分）の区別があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、(i)当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、(ii)当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

③課税の取扱いについて

以下の内容は2022年5月末現在の税法に基づくものであり、税法が改正された場合等には内容が変更されることがあります。

a. 個人の受益者に対する課税

◆ 収益分配金の取扱い

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、原則として20.315%（所得税15.315%及び地方税5%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告を行い、総合課税または申告分離課税を選択することもできます。

◆ 一部解約金、償還金の取扱い

一部解約時及び償還時の差益については譲渡所得となり、原則として20.315%（所得税15.315%及び地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。なお、特定口座において「源泉徴収あり」を選択した場合には、20.315%（所得税15.315%及び地方税5%）の税率による源泉徴収が行われます。

収益分配金のうち、所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。また、配当控除の適用はありません。

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」、「ジュニアNISA」をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設する等、一定の条件に該当する方となります。詳しくは、販売会社にお問合せ下さい。

b. 法人の受益者に対する課税

◆ 収益分配金、一部解約金、償還金の取扱い

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金並びに一部解約時及び償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税のみ）の税率で源泉徴収され、法人の受取額となります。なお、地方税の源泉徴収はありません。

収益分配金のうち、所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。また、益金不算入制度は適用されません。

(注1) 上記のほか、販売会社によっては受益権を買い取る場合があります。買取請求時の課税の取扱いについて、詳しくは、販売会社にお問合せ下さい。

(注2) 外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

(注3) 課税上の取扱いの詳細については、税務専門家または税務署にご確認下さい。

5 【運用状況】

(1) 【投資状況】

DWS ロシア・ルーブル債券投信（毎月分配型）

(2022年 5月31日現在)

資産の種類	地域別（国名）	時価合計（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券	日本	463,312,569	100.06
コール・ローン・その他の資産(負債控除後)	—	△270,835	△0.06
合計(純資産総額)		463,041,734	100.00

DWS ロシア・ルーブル債券投信（年2回決算型）

(2022年 5月31日現在)

資産の種類	地域別（国名）	時価合計（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券	日本	275,721,466	100.51
コール・ローン・その他の資産(負債控除後)	—	△1,388,199	△0.51
合計(純資産総額)		274,333,267	100.00

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(参考) DWS ロシア・ルーブル債券投信・マザーファンド

(2022年 5月31日現在)

資産の種類	地域別（国名）	時価合計（円）	投資比率（%）
投資信託受益証券	ルクセンブルグ	699,164,465	94.60
コール・ローン・その他の資産(負債控除後)	—	39,875,340	5.40
合計(純資産総額)		739,039,805	100.00

(注) 投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

DWS ロシア・ルーブル債券投信（毎月分配型）

<評価額(全銘柄)>

(2022年 5月31日現在)

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量又は額面総額	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
1	日本	親投資信託受益証券	DWS ロシア・ルーブル債券投信・マザーファンド	3,662,549,954	0.1382	506,164,403	0.1265	463,312,569	100.06

<種類別投資比率>

(2022年 5月31日現在)

種類	国内／外国	投資比率(%)
親投資信託受益証券	国内	100.06
合計		100.06

DWS ロシア・ルーブル債券投信（年2回決算型）

＜評価額(全銘柄)＞

(2022年 5月31日現在)

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量又は額面総額	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
1	日本	親投資信託受益証券	DWSロシア・ルーブル債券投信・マザーファンド	2,179,616,339	0.9815	2,139,293,436	0.1265	275,721,466	100.51

＜種類別投資比率＞

(2022年 5月31日現在)

種類	国内／外国	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	国内	100.51
合計		100.51

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄及び種類別の評価金額の比率をいいます。

(参考) DWSロシア・ルーブル債券投信・マザーファンド

＜評価額(全銘柄)＞

(2022年 5月31日現在)

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量又は額面総額	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
1	ルクセンブルグ	投資信託受益証券	DWSロシア・ボンド・ファンド	1,753,615.7568	3,921.24	6,876,365,373	390.03	683,977,579	92.55
2	ルクセンブルグ	投資信託受益証券	DWS フォルゾーゲ・ゲルトマルクト	843.8582	18,013.49	15,200,836	17,996.96	15,186,886	2.05

(注) 投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

＜種類別投資比率＞

(2022年 5月31日現在)

種類	国内／外国	投資比率 (%)
投資信託受益証券	外国	94.60
合計		94.60

(注) 投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該種類別の評価金額の比率をいいます。

②【投資不動産物件】

DWS ロシア・ルーブル債券投信（毎月分配型）

該当事項はありません。

DWS ロシア・ルーブル債券投信（年2回決算型）

該当事項はありません。

(参考) DWS ロシア・ルーブル債券投信・マザーファンド

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

DWS ロシア・ルーブル債券投信（毎月分配型）

該当事項はありません。

DWS ロシア・ルーブル債券投信（年2回決算型）

該当事項はありません。

(参考) DWS ロシア・ルーブル債券投信・マザーファンド

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

①【純資産の推移】

DWS ロシア・ルーブル債券投信（毎月分配型）

計算期間末または各月末	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第9特定期間末 (2012年10月25日)	3,012	3,028	0.6566	0.6601
第10特定期間末 (2013年 4月25日)	3,006	3,019	0.8245	0.8280
第11特定期間末 (2013年10月25日)	2,476	2,487	0.7979	0.8014
第12特定期間末 (2014年 4月25日)	1,904	1,913	0.7214	0.7249
第13特定期間末 (2014年10月27日)	1,546	1,555	0.6462	0.6497
第14特定期間末 (2015年 4月27日)	12,977	13,055	0.5839	0.5874
第15特定期間末 (2015年10月26日)	9,599	9,665	0.5074	0.5109
第16特定期間末 (2016年 4月25日)	7,442	7,500	0.4525	0.4560
第17特定期間末 (2016年10月25日)	6,932	6,985	0.4611	0.4646
第18特定期間末 (2017年 4月25日)	53,045	53,388	0.5420	0.5455
第19特定期間末 (2017年10月25日)	48,697	49,009	0.5456	0.5491
第20特定期間末 (2018年 4月25日)	29,947	30,165	0.4806	0.4841
第21特定期間末 (2018年10月25日)	22,275	22,452	0.4418	0.4453
第22特定期間末 (2019年 4月25日)	18,879	19,023	0.4586	0.4621
第23特定期間末 (2019年10月25日)	15,507	15,623	0.4684	0.4719
第24特定期間末 (2020年 4月27日)	10,334	10,427	0.3873	0.3908
第25特定期間末 (2020年10月26日)	8,253	8,333	0.3643	0.3678
第26特定期間末 (2021年 4月26日)	6,910	6,978	0.3586	0.3621
第27特定期間末 (2021年10月25日)	6,048	6,103	0.3811	0.3846
第28特定期間末 (2022年 4月25日)	3,609	3,609	0.2592	0.2592
2021年 5月末日	6,654	—	0.3682	—
6月末日	6,577	—	0.3729	—
7月末日	6,274	—	0.3664	—
8月末日	6,114	—	0.3663	—
9月末日	5,947	—	0.3683	—
10月末日	5,971	—	0.3763	—
11月末日	5,357	—	0.3484	—
12月末日	5,332	—	0.3594	—
2022年 1月末日	4,520	—	0.3155	—

2月末日	2,460	—	0.1782	—
3月末日	3,054	—	0.2194	—
4月末日	3,774	—	0.2710	—
5月末日	463	—	0.0332	—

DWS ロシア・ループル債券投信（年2回決算型）

計算期間末または各月末	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第9計算期間末 (2012年10月25日)	3,152	3,152	0.9217	0.9217
第10計算期間末 (2013年 4月25日)	2,880	2,880	1.1962	1.1962
第11計算期間末 (2013年10月25日)	2,299	2,299	1.1892	1.1892
第12計算期間末 (2014年 4月25日)	1,705	1,705	1.1064	1.1064
第13計算期間末 (2014年10月27日)	1,379	1,379	1.0200	1.0200
第14計算期間末 (2015年 4月27日)	10,109	10,109	0.9573	0.9573
第15計算期間末 (2015年10月26日)	6,877	6,877	0.8678	0.8678
第16計算期間末 (2016年 4月25日)	6,225	6,225	0.8146	0.8146
第17計算期間末 (2016年10月25日)	5,831	5,831	0.8728	0.8728
第18計算期間末 (2017年 4月25日)	28,487	28,487	1.0690	1.0690
第19計算期間末 (2017年10月25日)	23,677	23,677	1.1201	1.1201
第20計算期間末 (2018年 4月25日)	13,669	13,669	1.0267	1.0267
第21計算期間末 (2018年10月25日)	10,724	10,724	0.9881	0.9881
第22計算期間末 (2019年 4月25日)	9,043	9,043	1.0765	1.0765
第23計算期間末 (2019年10月25日)	7,026	7,026	1.1522	1.1522
第24計算期間末 (2020年 4月27日)	5,504	5,504	0.9998	0.9998
第25計算期間末 (2020年10月26日)	4,384	4,384	0.9928	0.9928
第26計算期間末 (2021年 4月26日)	3,594	3,594	1.0367	1.0367
第27計算期間末 (2021年10月25日)	3,483	3,483	1.1659	1.1659
第28計算期間末 (2022年 4月25日)	2,139	2,139	0.8194	0.8194
2021年 5月末日	3,623	—	1.0745	—
6月末日	3,598	—	1.0982	—
7月末日	3,487	—	1.0892	—
8月末日	3,467	—	1.0993	—
9月末日	3,457	—	1.1158	—
10月末日	3,404	—	1.1510	—
11月末日	3,158	—	1.0762	—
12月末日	3,203	—	1.1209	—
2022年 1月末日	2,819	—	0.9948	—
2月末日	1,486	—	0.5603	—
3月末日	1,809	—	0.6930	—
4月末日	2,236	—	0.8568	—
5月末日	274	—	0.1051	—

(注) 純資産総額は、百万円未満を切捨てしております。

②【分配の推移】

DWS ロシア・ルーブル債券投信（毎月分配型）

		1口当たりの分配金（円）
第9特定期間	2012年 4月26日～2012年10月25日	0.0210
第10特定期間	2012年10月26日～2013年 4月25日	0.0210
第11特定期間	2013年 4月26日～2013年10月25日	0.0210
第12特定期間	2013年10月26日～2014年 4月25日	0.0210
第13特定期間	2014年 4月26日～2014年10月27日	0.0210
第14特定期間	2014年10月28日～2015年 4月27日	0.0210
第15特定期間	2015年 4月28日～2015年10月26日	0.0210
第16特定期間	2015年10月27日～2016年 4月25日	0.0210
第17特定期間	2016年 4月26日～2016年10月25日	0.0210
第18特定期間	2016年10月26日～2017年 4月25日	0.0210
第19特定期間	2017年 4月26日～2017年10月25日	0.0210
第20特定期間	2017年10月26日～2018年 4月25日	0.0210
第21特定期間	2018年 4月26日～2018年10月25日	0.0210
第22特定期間	2018年10月26日～2019年 4月25日	0.0210
第23特定期間	2019年 4月26日～2019年10月25日	0.0210
第24特定期間	2019年10月26日～2020年 4月27日	0.0210
第25特定期間	2020年 4月28日～2020年10月26日	0.0210
第26特定期間	2020年10月27日～2021年 4月26日	0.0210
第27特定期間	2021年 4月27日～2021年10月25日	0.0210
第28特定期間	2021年10月26日～2022年 4月25日	0.0140

DWS ロシア・ルーブル債券投信（年2回決算型）

		1口当たりの分配金（円）
第9計算期間	2012年 4月26日～2012年10月25日	0.0000
第10計算期間	2012年10月26日～2013年 4月25日	0.0000
第11計算期間	2013年 4月26日～2013年10月25日	0.0000
第12計算期間	2013年10月26日～2014年 4月25日	0.0000
第13計算期間	2014年 4月26日～2014年10月27日	0.0000
第14計算期間	2014年10月28日～2015年 4月27日	0.0000
第15計算期間	2015年 4月28日～2015年10月26日	0.0000
第16計算期間	2015年10月27日～2016年 4月25日	0.0000
第17計算期間	2016年 4月26日～2016年10月25日	0.0000
第18計算期間	2016年10月26日～2017年 4月25日	0.0000
第19計算期間	2017年 4月26日～2017年10月25日	0.0000
第20計算期間	2017年10月26日～2018年 4月25日	0.0000
第21計算期間	2018年 4月26日～2018年10月25日	0.0000
第22計算期間	2018年10月26日～2019年 4月25日	0.0000
第23計算期間	2019年 4月26日～2019年10月25日	0.0000
第24計算期間	2019年10月26日～2020年 4月27日	0.0000
第25計算期間	2020年 4月28日～2020年10月26日	0.0000
第26計算期間	2020年10月27日～2021年 4月26日	0.0000
第27計算期間	2021年 4月27日～2021年10月25日	0.0000
第28計算期間	2021年10月26日～2022年 4月25日	0.0000

③【収益率の推移】

DWS ロシア・ルーブル債券投信（毎月分配型）

		収益率 (%)
第9特定期間	2012年 4月 26日～2012年10月25日	△1.7
第10特定期間	2012年10月 26日～2013年 4月 25日	28.8
第11特定期間	2013年 4月 26日～2013年10月25日	△0.7
第12特定期間	2013年10月 26日～2014年 4月 25日	△7.0
第13特定期間	2014年 4月 26日～2014年10月27日	△7.5
第14特定期間	2014年10月 28日～2015年 4月 27日	△6.4
第15特定期間	2015年 4月 28日～2015年10月26日	△9.5
第16特定期間	2015年10月 27日～2016年 4月 25日	△6.7
第17特定期間	2016年 4月 26日～2016年10月25日	6.5
第18特定期間	2016年10月 26日～2017年 4月 25日	22.1
第19特定期間	2017年 4月 26日～2017年10月25日	4.5
第20特定期間	2017年10月 26日～2018年 4月 25日	△8.1
第21特定期間	2018年 4月 26日～2018年10月25日	△3.7
第22特定期間	2018年10月 26日～2019年 4月 25日	8.6
第23特定期間	2019年 4月 26日～2019年10月25日	6.7
第24特定期間	2019年10月 26日～2020年 4月 27日	△12.8
第25特定期間	2020年 4月 28日～2020年10月26日	△0.5
第26特定期間	2020年10月 27日～2021年 4月 26日	4.2
第27特定期間	2021年 4月 27日～2021年10月25日	12.1
第28特定期間	2021年10月 26日～2022年 4月 25日	△28.3

DWS ロシア・ルーブル債券投信（年2回決算型）

		収益率 (%)
第9計算期間	2012年 4月 26日～2012年10月25日	△1.5
第10計算期間	2012年10月 26日～2013年 4月 25日	29.8
第11計算期間	2013年 4月 26日～2013年10月25日	△0.6
第12計算期間	2013年10月 26日～2014年 4月 25日	△7.0
第13計算期間	2014年 4月 26日～2014年10月27日	△7.8
第14計算期間	2014年10月 28日～2015年 4月 27日	△6.1
第15計算期間	2015年 4月 28日～2015年10月26日	△9.3
第16計算期間	2015年10月 27日～2016年 4月 25日	△6.1
第17計算期間	2016年 4月 26日～2016年10月25日	7.1
第18計算期間	2016年10月 26日～2017年 4月 25日	22.5
第19計算期間	2017年 4月 26日～2017年10月25日	4.8
第20計算期間	2017年10月 26日～2018年 4月 25日	△8.3
第21計算期間	2018年 4月 26日～2018年10月25日	△3.8
第22計算期間	2018年10月 26日～2019年 4月 25日	8.9
第23計算期間	2019年 4月 26日～2019年10月25日	7.0
第24計算期間	2019年10月 26日～2020年 4月 27日	△13.2
第25計算期間	2020年 4月 28日～2020年10月26日	△0.7
第26計算期間	2020年10月 27日～2021年 4月 26日	4.4
第27計算期間	2021年 4月 27日～2021年10月25日	12.5
第28計算期間	2021年10月 26日～2022年 4月 25日	△29.7

(注) 収益率は、小数第2位を四捨五入しております。

(4) 【設定及び解約の実績】

下記期間中の設定及び解約の実績は次の通りです。

DWS ロシア・ルーブル債券投信（毎月分配型）

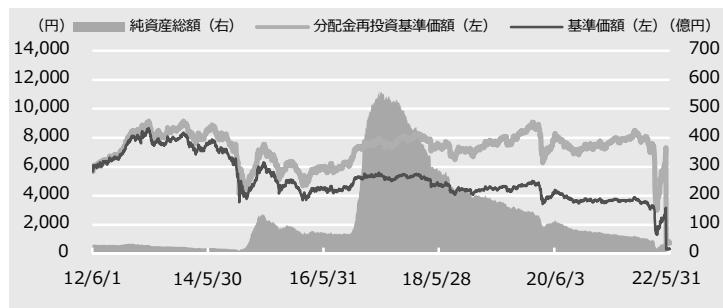
		設定口数（口）	解約口数（口）
第9特定期間	2012年 4月26日～2012年10月25日	18,071,606	741,740,478
第10特定期間	2012年10月26日～2013年 4月25日	143,254,078	1,085,597,209
第11特定期間	2013年 4月26日～2013年10月25日	13,537,057	556,111,872
第12特定期間	2013年10月26日～2014年 4月25日	11,515,206	475,163,273
第13特定期間	2014年 4月26日～2014年10月27日	145,125,247	390,948,218
第14特定期間	2014年10月28日～2015年 4月27日	23,153,584,220	3,323,540,663
第15特定期間	2015年 4月28日～2015年10月26日	3,836,278,007	7,141,807,107
第16特定期間	2015年10月27日～2016年 4月25日	1,328,007,893	3,800,639,991
第17特定期間	2016年 4月26日～2016年10月25日	1,881,268,264	3,293,086,410
第18特定期間	2016年10月26日～2017年 4月25日	90,687,601,506	7,846,053,715
第19特定期間	2017年 4月26日～2017年10月25日	17,678,661,164	26,305,769,499
第20特定期間	2017年10月26日～2018年 4月25日	4,658,896,618	31,589,649,848
第21特定期間	2018年 4月26日～2018年10月25日	2,814,812,164	14,716,753,335
第22特定期間	2018年10月26日～2019年 4月25日	1,144,398,606	10,395,778,165
第23特定期間	2019年 4月26日～2019年10月25日	917,617,457	8,972,984,766
第24特定期間	2019年10月26日～2020年 4月27日	2,538,315,282	8,962,881,123
第25特定期間	2020年 4月28日～2020年10月26日	622,334,615	4,650,287,510
第26特定期間	2020年10月27日～2021年 4月26日	573,601,554	3,957,769,778
第27特定期間	2021年 4月27日～2021年10月25日	294,033,554	3,697,977,361
第28特定期間	2021年10月26日～2022年 4月25日	829,375,428	2,770,939,441

DWS ロシア・ルーブル債券投信（年2回決算型）

		設定口数（口）	解約口数（口）
第9計算期間	2012年 4月26日～2012年10月25日	33,243,013	317,571,689
第10計算期間	2012年10月26日～2013年 4月25日	10,821,215	1,023,957,241
第11計算期間	2013年 4月26日～2013年10月25日	10,362,201	484,106,158
第12計算期間	2013年10月26日～2014年 4月25日	3,971,426	396,777,958
第13計算期間	2014年 4月26日～2014年10月27日	2,872,042	191,393,457
第14計算期間	2014年10月28日～2015年 4月27日	10,596,578,110	1,389,160,162
第15計算期間	2015年 4月28日～2015年10月26日	1,083,633,343	3,717,853,333
第16計算期間	2015年10月27日～2016年 4月25日	1,476,798,154	1,760,801,999
第17計算期間	2016年 4月26日～2016年10月25日	809,117,996	1,769,473,239
第18計算期間	2016年10月26日～2017年 4月25日	22,808,691,982	2,841,345,677
第19計算期間	2017年 4月26日～2017年10月25日	2,663,220,404	8,172,543,871
第20計算期間	2017年10月26日～2018年 4月25日	1,455,644,001	9,281,092,471
第21計算期間	2018年 4月26日～2018年10月25日	328,683,784	2,789,888,743
第22計算期間	2018年10月26日～2019年 4月25日	120,694,108	2,572,738,319
第23計算期間	2019年 4月26日～2019年10月25日	287,677,250	2,589,919,240
第24計算期間	2019年10月26日～2020年 4月27日	1,160,390,231	1,753,267,282
第25計算期間	2020年 4月28日～2020年10月26日	11,634,793	1,100,971,564
第26計算期間	2020年10月27日～2021年 4月26日	101,629,349	1,050,478,636
第27計算期間	2021年 4月27日～2021年10月25日	7,360,335	487,211,190
第28計算期間	2021年10月26日～2022年 4月25日	21,264,892	397,944,720

基準価額・純資産の推移 (2012/6/1～2022/5/31)

毎月分配型



年2回決算型



※1 基準価額の推移は、信託報酬控除後の価額を表示しております。

※2 分配金再投資基準価額の推移は、分配金（税引前）を再投資したものとして計算しております。

なお、毎月分配型の分配金再投資基準価額は、グラフの起点における基準価額に合わせて指数化しております。
ただし、上記対象期間中の分配金が0円のファンドにつきましては基準価額と重なって表示しております。

分配の推移

毎月分配型

1万口当たり、税引前	
2022年 5月	0 円
2022年 4月	0 円
2022年 3月	0 円
2022年 2月	35 円
2022年 1月	35 円
直近1年間累計	315 円
設定来累計	6,155 円

年2回決算型

1万口当たり、税引前	
2022年 4月	0 円
2021年10月	0 円
2021年 4月	0 円
2020年10月	0 円
2020年 4月	0 円
設定来累計	0 円

主要な資産の状況

DWS ロシア・ボンド・ファンドにおける組入 10 銘柄

発行体	種類	通貨	償還日	クーポン(%)	格付
RUSSIAN FEDERATION	国債	USD	2026/5/27	4.750	N.R.
RUSSIA GOVT BOND - OFZ	国債	RUB	2031/9/17	8.500	N.R.
RUSSIA GOVT BOND - OFZ	国債	RUB	2027/2/3	8.150	N.R.
RUSSIAN RAIL(RZD CAP)	準国債	RUB	2023/10/7	9.200	N.R.
RUSHYDRO (RUSHYDRO CAP)	準国債	RUB	2022/9/28	8.125	N.R.
RUSSIA GOVT BOND - OFZ	国債	RUB	2039/3/16	7.700	N.R.
RUSSIA GOVT BOND - OFZ	国債	RUB	2033/3/23	7.700	N.R.
RUSSIA GOVT BOND - OFZ	国債	RUB	2029/5/23	6.900	N.R.
RUSSIA GOVT BOND - OFZ	国債	RUB	2026/9/16	7.750	N.R.
RUSSIA GOVT BOND - OFZ	国債	RUB	2023/1/25	7.000	N.R.

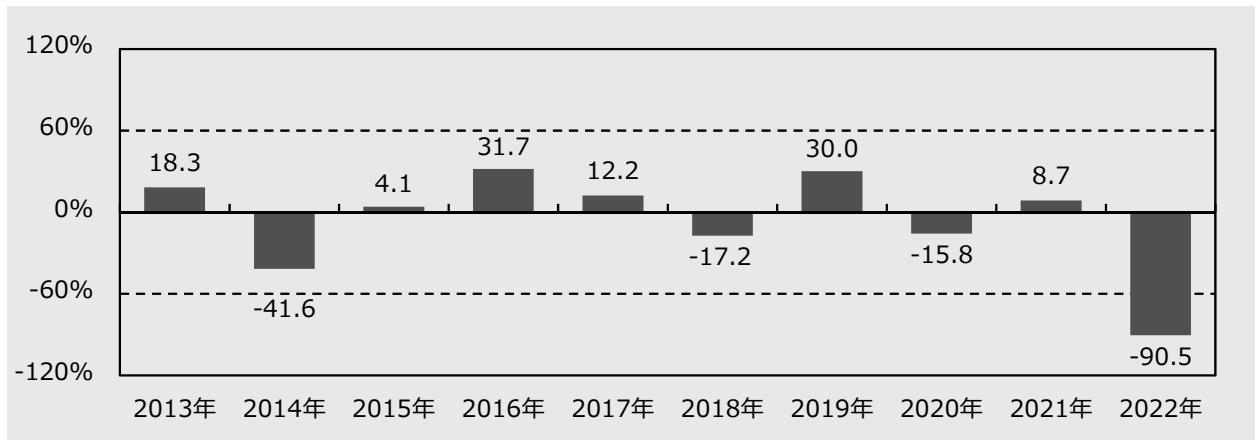
※1 基準日時点において、ロシア債券市場の取引が事実上不可能となっております。そのため、妥当性のある個別債券の時価評価ができず、個別銘柄の保有比率が算出できないこと等から、DWS ロシア・ボンド・ファンドの組入銘柄（10 銘柄）のみの開示をいたしました。なお、上記は、基準日時点で DWS ロシア・ボンド・ファンドが保有している銘柄のうち、直近で妥当性のある個別債券の時価評価に基づく算出が可能な 2022 年 2 月末時点の保有比率を基準にした上位 10 銘柄です。

※2 「準国債」には地方債も含みます。

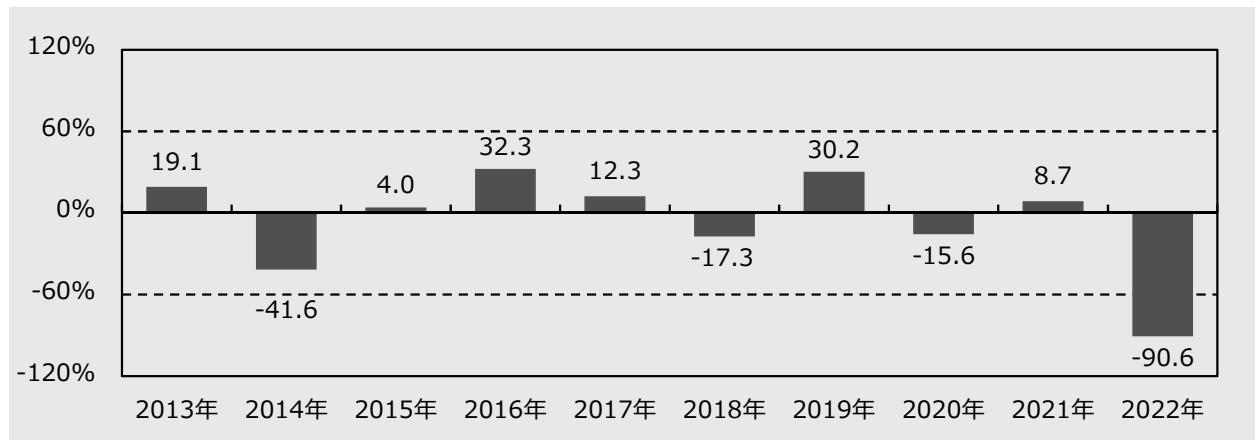
※3 格付は、Moody's、S & P、フィッチのうち上位のものを採用しております。

年間收益率の推移

毎月分配型



年2回決算型



※1 年間收益率の推移は、分配金（税引前）を再投資したものとして計算しております。

※2 2022年は5月末までの騰落率を表示しております。

※3 当ファンドにベンチマークはありません。

(注1) 上記は過去の実績であり、将来の運用成果等を保証もしくは示唆するものではありません。

(注2) 最新の運用実績は、委託会社のホームページで開示されております。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

- ①取得申込みの受付は、原則として販売会社の営業日（ただし、フランクフルトの銀行休業日またはルクセンブルグの銀行休業日に該当する日を除きます。）の午後3時までに取得申込みが行われ、かつ、当該取得申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分として取扱います。なお、当該受付時間を過ぎた場合は、翌営業日の受付分として取扱います。
- 当ファンドは収益分配金の受取方法により、収益の分配時に収益分配金を受け取る「一般コース」と、収益分配金が原則として税引き後無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」の2つのコースがあります。当ファンドの取得申込者は、取得申込みをする際に、「一般コース」か「自動けいぞく投資コース」か、どちらかのコースを申し出るものとします。なお、収益分配金の受取方法は途中で変更することはできません。
- 「自動けいぞく投資コース」を選択する場合、取得申込者は、当該販売会社との間で「自動けいぞく投資約款」にしたがって契約*を締結します。
- * 販売会社によっては、当該契約または規定について、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を用いることがあります。この場合、該当する別の名称に読み替えるものとします。なお、「定期定額購入サービス」等の取扱いの有無については、申込みの販売会社にお問合せ下さい。
- ②当ファンドの取得申込者は、販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行いうるものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。
- ③申込単位は、販売会社が定める単位とします。ただし、収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。申込単位の詳細については、販売会社にお問合せ下さい。
- ④申込価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。ただし、収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日（決算日）の基準価額とします。基準価額については、販売会社または委託会社の後記照会先にお問合せ下さい。
- ⑤申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に3.85%（税抜3.5%）を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。申込手数料の詳細については、販売会社にお問合せ下さい。収益分配金を再投資する場合の申込手数料は無手数料とします。
- ⑥申込代金については、原則として販売会社が定める日までに申込みの販売会社に支払うものとします。詳細については、販売会社にお問合せ下さい。
- ⑦取得申込みの受付の中止、既に受けた取得申込みの受付の取消し等
- a. 信託財産の効率的な運用に資するため必要があると委託会社が判断する場合、委託会社は、受益権の取得申込みの受付を制限または停止することができます。
 - b. 委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他合理的な事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等が発生した場合、システムの誤作動等により決済または基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。）があると委託会社が判断した場合は、受益権の取得申込みの受付を中止すること及び既に受けた取得申込みの受付を取消すことができます。

委託会社の照会先は以下の通りです。

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
・ホームページアドレス <https://funds.dws.com/jp/>
・電話番号 03-5156-5108 (受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで)

2 【換金（解約）手続等】

①受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。

一部解約の実行の請求の受付は、原則として販売会社の営業日（ただし、フランクフルトの銀行休業日またはルクセンブルグの銀行休業日に該当する日を除きます。）の午後3時までに一部解約の実行の請求が行われ、かつ、当該請求の受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分として取扱います。なお、当該受付時間を過ぎた場合は、翌営業日の受付分として取扱います。

②当ファンドの一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

③解約単位は、販売会社が定める単位とします。解約単位の詳細については、販売会社にお問合せ下さい。

④解約価額は、一部解約の実行の請求を受けた日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額※（当該基準価額に0.3%を乗じて得た額）を差し引いた額とします。

解約価額については、販売会社または委託会社の後記照会先にお問合せ下さい。

※ 「信託財産留保額」とは、引き続き受益権を保有する受益者と解約者との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るために、信託満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額をいい、信託財産に繰り入れられます。

⑤お手取額は、解約価額から解約に係る所定の税金を差し引いた額となります。詳しくは前記「第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金 (5) 課税上の取扱い」をご参照下さい。

⑥解約代金は、原則として一部解約の実行の請求を受けた日から起算して8営業日目から販売会社の本・支店、営業所等にて支払われます。

⑦委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他合理的な事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等が発生した場合、システムの誤作動等により決済または基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。）があると委託会社が判断した場合は、一部解約の実行の請求の受付を中止すること及び既に受けた一部解約の実行の請求の受付を取消すことができます。

その場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受けたものとして上記④に準じて計算された価額とします。

⑧信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求には制限を設ける場合があります。

(注) 上記のほか、販売会社によっては受益権を買い取る場合があります。詳しくは、販売会社にお問合せ下さい。

委託会社の照会先は以下の通りです。

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
・ホームページアドレス <https://funds.dws.com/jp/>
・電話番号 03-5156-5108 (受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで)

3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

<基準価額の計算方法等について>

基準価額とは、信託財産に属する資産（借入有価証券を除きます。）を法令及び一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

受益権1口当たりの純資産総額が基準価額です。なお、便宜上、1万口当たりに換算した価額で表示されることがあります。基準価額は、原則として委託会社の営業日に日々算出されます。

基準価額については、販売会社または委託会社の下記照会先にお問合せ下さい。

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

・ホームページアドレス <https://funds.dws.com/jp/>

・電話番号 03-5156-5108（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

また、原則として日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄に、前日付の基準価額が掲載されます。

ファンド	略称
毎月分配型	ロシ債毎
年2回決算型	ロシ債2

<運用資産の評価基準及び評価方法>

マザーファンド	基準価額で評価します。
投資信託証券	原則として、計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。
公社債等	法令及び一般社団法人投資信託協会規則にしたがって、時価評価します。
外貨建資産	原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値により評価します。
外国為替予約取引	原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値により評価します。

(2) 【保管】

当ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まりますので、保管に関する該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

信託契約締結日（2008年5月29日）から2028年4月25日までとします。

ただし、委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたとき、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受託会社と協議のうえ、信託期間を延長する場合があります。

(4) 【計算期間】

①「毎月分配型」の計算期間は、毎月26日から翌月25日までとすることを原則とします。

「年2回決算型」の計算期間は、毎年4月26日から10月25日まで及び10月26日から翌年4月25日までとすることを原則とします。

②上記①にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

ただし、最終計算期間の終了日は上記「(3) 信託期間」に定める信託期間の終了日とします。

(5) 【その他】

①信託の終了

(イ)委託会社は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより、各ファンドの受益権の口

数が50億口を下回ることとなったとき、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- (ロ) 委託会社は、この信託がマザーファンド受益証券を通じて投資対象とするDWS ロシア・ボンド・ファンドがその信託を終了することとなる場合は、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託会社は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- (ハ) 委託会社は、上記(イ)の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日並びに信託契約の解約の理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- (ニ) 上記(ハ)の書面決議において、受益者（委託会社及びこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本(ニ)において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- (ホ) 上記(ハ)の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- (ヘ) 上記(ハ)から(ホ)までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、上記(ロ)の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合、または信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記(ハ)から(ホ)までに規定するこの信託契約の解約の手続きを行うことが困難なときには適用しません。

②信託約款の変更等

- (イ) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投信法第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨及びその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本②に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- (ロ) 委託会社は、上記(イ)の事項（上記(イ)の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、上記(イ)の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日並びに重大な約款の変更等の内容及びその理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- (ハ) 上記(ロ)の書面決議において、受益者（委託会社及びこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本(ハ)において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- (ニ) 上記(ロ)の書面決議は議決権を行えることができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- (ホ) 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- (ヘ) 上記(ロ)から(ホ)までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- (ト) 上記(イ)から(ヘ)までの規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された

場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

③信託契約に関する監督官庁の命令

(イ)委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

(ロ)委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、上記②の規定にしたがいます。

④委託会社の登録取消し等に伴う取扱い

(イ)委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

(ロ)上記(イ)の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、上記②の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

⑤運用報告書

委託会社は、法令に基づき、6ヵ月毎（毎年4月及び10月の決算日を基準とします。）及び信託終了時に、期中の運用経過及び組入有価証券の内容等を記載した交付運用報告書を作成し、これを販売会社を通じて当該信託財産に係る知れている受益者に対して交付します。なお、委託会社は、運用報告書（全体版）については電磁的方法により受益者に提供します。ただし、受益者からの運用報告書（全体版）の請求があった場合には、これを交付します。

⑥関係法人との契約の更改等

<投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約>

当初の契約の有効期間は原則として1年間とします。ただし、期間満了3ヵ月前までに、委託会社及び販売会社いずれからも、何らの意思表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

⑦委託会社の事業の譲渡及び承継に伴う取扱い

(イ)委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することができます。

(ロ)委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることができます。これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることができます。

⑧受託会社の辞任及び解任に伴う取扱い

(イ)受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、上記②の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。

(ロ)委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

⑨公告

委託会社が受益者に対する公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑩信託約款に関する疑義の取扱い

信託約款の解釈について疑義が生じたときは、委託会社と受託会社との協議により定めます。

4 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

(1) 収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社が支払いを決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、原則として毎計算期間終了日から起算して5営業日までに、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払いを開始します。「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、収益分配金は原則として税引き後無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

受益者が収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属するものとします。

(2) 償還金に対する請求権

受益者は、当ファンドの償還金を持分に応じて請求する権利を有します。

償還金は、原則として信託終了日（信託終了日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日までに、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払いを開始します。

受益者が信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属するものとします。

(3) 受益権の一部解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、販売会社を通じて、販売会社が定める単位をもって一部解約を委託会社に請求する権利を有します。一部解約金は、原則として一部解約の実行の請求を受付けた日から起算して8営業日目から受益者に支払われます。

(4) 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

DWS ロシア・ルーブル債券投信（毎月分配型）

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドの計算期間は6ヶ月未満であるため、財務諸表は6ヶ月毎に作成しております。
3. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第28特定期間（2021年10月26日から2022年4月25日まで）の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人による監査を受けております。

DWS ロシア・ルーブル債券投信（年2回決算型）

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドの計算期間は6ヶ月であるため、財務諸表は6ヶ月毎に作成しております。
3. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第28期計算期間（2021年10月26日から2022年4月25日まで）の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人による監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2022年7月13日

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているDWS ロシア・ループル債券投信（毎月分配型）の2021年10月26日から2022年4月25日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、DWS ロシア・ループル債券投信（毎月分配型）の2022年4月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、トイチェ・アセット・マネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な会計上の見積りの注記に記載されているとおり、ロシア債券の取引が事実上困難な状態が継続していることから、親投資信託受益証券の投資先である外国籍投資信託が投資しているロシア債券について、外国籍投資信託の管理会社は当特定期間末日で実態に即して算出した価格で評価し、その結果実質ゼロ評価とすることで外国籍投資信託の基準価額を算出している。親投資信託は、算出された基準価額を外国籍投資信託の時価として採用し基準価額を算出しており、ファンドは、親投資信託の基準価額を時価として採用している。

また、追加情報に記載されているとおり、投資家間での公平性を保てない可能性がある等の理由から、ファンドは設定・解約の受付を停止しており、当特定期間末日においても当該取り扱いを継続している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

1 【財務諸表】

DWS ロシア・ルーブル債券投信（毎月分配型）

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第27特定期間 (2021年10月25日現在)	第28特定期間 (2022年4月25日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	62,603	—
親投資信託受益証券	6,059,541,381	390,915,441
未収入金	65,527,009	4,748,580
流動資産合計	<u>6,125,130,993</u>	<u>395,664,021</u>
資産合計	<u>6,125,130,993</u>	<u>395,664,021</u>
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	55,539,778	—
未払解約金	14,273,375	—
未払受託者報酬	152,191	87,480
未払委託者報酬	5,478,850	3,149,259
その他未払費用	1,659,606	1,511,841
流動負債合計	<u>77,103,800</u>	<u>4,748,580</u>
負債合計	<u>77,103,800</u>	<u>4,748,580</u>
純資産の部		
元本等		
元本	15,868,508,040	13,926,944,027
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△） （分配準備積立金）	△9,820,480,847	△13,536,028,586
元本等合計	<u>1,584,973,578</u>	<u>1,313,600,305</u>
純資産合計	<u>6,048,027,193</u>	<u>390,915,441</u>
負債純資産合計	<u>6,048,027,193</u>	<u>390,915,441</u>
	<u>6,125,130,993</u>	<u>395,664,021</u>

(2) 【損益及び剩余金計算書】

(単位：円)

	第27特定期間 (自 2021年 4月27日 至 2021年10月25日)	第28特定期間 (自 2021年10月26日 至 2022年 4月25日)
営業収益		
有価証券売買等損益	783,645,881	△4,759,899,895
営業収益合計	783,645,881	△4,759,899,895
営業費用		
支払利息	137	117
受託者報酬	1,050,094	726,906
委託者報酬	37,803,200	26,168,523
その他費用	1,659,606	1,511,841
営業費用合計	40,513,037	28,407,387
営業利益又は営業損失（△）	743,132,844	△4,788,307,282
経常利益又は経常損失（△）	743,132,844	△4,788,307,282
当期純利益又は当期純損失（△）	743,132,844	△4,788,307,282
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	9,720,715	△41,989,062
期首剩余金又は期首次損金（△）	△12,361,704,847	△9,820,480,847
剩余金増加額又は欠損金減少額	2,350,764,009	1,877,897,410
当期一部解約に伴う剩余金増加額又は欠損金減少額	2,350,764,009	1,877,897,410
剩余金減少額又は欠損金増加額	186,017,718	641,171,172
当期追加信託に伴う剩余金減少額又は欠損金増加額	186,017,718	641,171,172
分配金	356,934,420	205,955,757
期末剩余金又は期末欠損金（△）	△9,820,480,847	△13,536,028,586

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。ただし、適正な基準価額を入手できなかった場合又は入手した基準価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
-----------------	---

(重要な会計上の見積りに関する注記)

第27特定期間 (2021年10月25日現在)	第28特定期間 (2022年4月25日現在)
当特定期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当特定期間の翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。	<p>1. 親投資信託受益証券の時価の算定 (1) 当期の財務諸表に計上した金額 当該親投資信託の評価額 390,915,441円 (2) 会計上の見積りの内容について財務諸表利用者の理解に資するその他の情報 ①当期の財務諸表に計上した金額の算出方法及び算出に用いた主要な仮定 2022年2月24日以降、ロシアがウクライナに対して軍事侵攻を開始したことや、米国が制裁を強化したことを受け、親投資信託受益証券の投資先である外国籍投資信託が投資しているロシア債券について、ロシアの債券市場では妥当性のある個別債券の時価評価ができない状況となっております。また、ロシアの債券市場が平常の状態に戻る目処は立っておらず、妥当性のある時価の取得ができない状況が続いていること等から、外国籍投資信託の管理会社は、投資しているロシア債券を、当特定期間末日で実態に即して算出した価格で評価し実質ゼロ評価とし、基準価額を算出しております。親投資信託は、当該算出された基準価額を外国籍投資信託の時価として採用し、親投資信託の基準価額を算出しており、当ファンドは、当該基準価額を親投資信託の時価として採用しております。なお、親投資信託の純資産額の下落により、当特定期間末日において当ファンドの一口当たり純資産額も0.2311円（一万口当たり2,311円）下落しております。 ②翌期の財務諸表への影響 当特定期間において、親投資信託受益証券の投資先である外国籍投資信託が投資しているロシア債券について、上記のように評価しております。しかし、ロシアの債券市場が平常の状態に戻る等、今後の動向の変化によって翌特定期間の財務諸表に影響を与える可能性があります。</p>

(追加情報)

親投資信託受益証券の投資先である外国籍投資信託が投資しているロシア債券について、ロシアの債券市場では妥当性のある個別債券の時価評価ができない状況となっております。また、ロシアの債券市場が平常の状態に戻る目処は立っておらず、妥当性のある時価の取得ができない状況が続いております。そのため、ファンドとしての流動性が十分に担保できず、投資家間での公平性を保てない可能性がある等の理由から、投資信託約款に基づき、当ファンドの設定・解約の受付を停止しております。なお、当特定期間末日時点においても当該取り扱いを継続しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第27特定期間 (2021年10月25日現在)	第28特定期間 (2022年4月25日現在)
1. 受益権の総数	15,868,508,040口	13,926,944,027口
2. 元本の欠損 純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額	9,820,480,847円	13,536,028,586円
3. 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.3811円 (3,811円)	0.0281円 (281円)

(損益及び剩余金計算書に関する注記)

項目	第27特定期間 (自 2021年 4月27日 至 2021年10月25日)	第28特定期間 (自 2021年10月26日 至 2022年 4月25日)
分配金の計算方法	<p>第154期(2021年4月27日から2021年5月25日まで) 計算期間末における費用控除後の配当等収益(48,856,484円)、収益調整金(3,758,658,999円)、分配準備積立金(1,837,663,362円)より、分配対象収益は、5,645,178,845円(1万口当たり3,105円)であり、うち63,614,492円(1万口当たり35円)を分配金額としております。</p> <p>第155期(2021年5月26日から2021年6月25日まで) 計算期間末における費用控除後の配当等収益(49,132,572円)、収益調整金(3,674,672,637円)、分配準備積立金(1,796,895,836円)より、分配対象収益は、5,520,701,045円(1万口当たり3,098円)であり、うち62,356,003円(1万口当たり35円)を分配金額としております。</p> <p>第156期(2021年6月26日から2021年7月26日まで) 計算期間末における費用控除後の配当等収益(40,588,223円)、収益調整金(3,551,841,714円)、分配準備積立金(1,735,665,325円)より、分配対象収益は、5,328,095,262円(1万口当たり3,087円)であり、うち60,396,979円(1万口当たり35円)を分配金額としております。</p> <p>第157期(2021年7月27日から2021年8月25日まで) 計算期間末における費用控除後の配当等収益(38,397,643円)、収益調整金(3,426,154,052円)、分配準備積立金(1,677,408,011円)より、分配対象収益は、5,141,959,706円(1万口当たり3,075円)であり、うち58,508,050円(1万口当たり35円)を分配金額としております。</p> <p>第158期(2021年8月26日から2021年9月27日まで) 計算期間末における費用控除後の配当等収益(41,436,182円)、収益調整金(3,294,038,552円)、分配準備積立金(1,617,207,005円)より、分配対象収益は、4,952,681,739円(1万口当たり3,066円)であり、うち56,519,118円(1万口当たり35円)を分配金額としております。</p> <p>第159期(2021年9月28日から2021年10月25日まで) 計算期間末における費用控除後の配当等収益(43,212,099円)、収益調整金(3,226,712,403円)、分配準備積立金(1,542,951,738円)より、分配対象収益は、4,715,354,141円(1万口当たり3,046円)であり、うち54,166,289円(1万口当たり35円)を分配金額としております。</p>	<p>第160期(2021年10月26日から2021年11月25日まで) 計算期間末における費用控除後の配当等収益(34,213,672円)、収益調整金(3,138,188,731円)、分配準備積立金(1,542,951,738円)より、分配対象収益は、4,715,354,141円(1万口当たり3,046円)であり、うち54,166,289円(1万口当たり35円)を分配金額としております。</p> <p>第161期(2021年11月26日から2021年12月27日まで) 計算期間末における費用控除後の配当等収益(37,909,290円)、収益調整金(3,001,590,115円)、分配準備積立金(1,474,808,898円)より、分配対象収益は、4,514,308,303円(1万口当たり3,037円)であり、うち52,010,040円(1万口当たり35円)を分配金額としております。</p> <p>第162期(2021年12月28日から2022年1月25日まで) 計算期間末における費用控除後の配当等収益(31,199,336円)、収益調整金(2,912,504,652円)、分配準備積立金(1,431,606,025円)より、分配対象収益は、4,375,310,013円(1万口当たり3,024円)であり、うち50,627,139円(1万口当たり35円)を分配金額としております。</p> <p>第163期(2022年1月26日から2022年2月25日まで) 計算期間末における費用控除後の配当等収益(29,151,653円)、収益調整金(2,815,314,955円)、分配準備積立金(1,383,861,677円)より、分配対象収益は、4,228,328,285円(1万口当たり3,010円)であり、うち49,152,289円(1万口当たり35円)を分配金額としております。</p> <p>第164期(2022年2月26日から2022年3月25日まで) 計算期間末における収益調整金(2,831,787,296円)、分配準備積立金(1,313,149,223円)より、分配対象収益は、4,144,936,519円(1万口当たり2,976円)であります。今期は分配を行っておりません。</p> <p>第165期(2022年3月26日から2022年4月25日まで) 計算期間末における費用控除後の配当等収益(451,082円)、収益調整金(2,831,787,296円)、分配準備積立金</p>

	立金(1,584,973,578円)より、分配対象収益は、4,854,898,080円(1万口当たり3,059円)であり、うち55,539,778円(1万口当たり35円)を分配金額としております。	(1,313,149,223円)より、分配対象収益は、4,145,387,601円(1万口当たり2,976円)であります。今期は分配を行っておりません。
--	--	--

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

項目	第27特定期間 (自 2021年 4月27日 至 2021年10月25日)	第28特定期間 (自 2021年10月26日 至 2022年 4月25日)
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンド及び主要投資対象である親投資信託が保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務であり、その詳細は貸借対照表、注記表及び附属明細表に記載しております。当該金融商品には、性質に応じてそれぞれ市場リスク(価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク等)、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社では2つの検証機能を有しています。1つは運用評価会議で、ここではパフォーマンス分析及び定量的リスク分析が行われます。もう1つはインベストメント・コントロール・コミッティーで、ここでは運用部、業務部、コンプライアンス統括部から市場リスク、流動性リスク、信用リスク、運用ガイドライン・法令等遵守状況等様々なリスク管理状況が報告され、検証が行われます。このコミッティーで議論された内容は、取締役会から一部権限を委譲されたエグゼクティブ・コミッティーに報告され、委託会社として必要な対策を指示する体制がとられています。運用部ではこうしたリスク管理の結果も考慮し、次の投資戦略を決定し、日々の運用業務を行っております。	同左

II 金融商品の時価等に関する事項

項目	第27特定期間 (2021年10月25日現在)	第28特定期間 (2022年4月25日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 (2) 売買目的有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。	(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 (2) 売買目的有価証券 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

最終の計算期間の損益に含まれた評価差額(円)

種類	第27特定期間 (2021年10月25日現在)	第28特定期間 (2022年4月25日現在)
親投資信託受益証券	287,539,321	△2,126,315,224
合計	287,539,321	△2,126,315,224

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

項目	第27特定期間 (2021年10月25日現在)	第28特定期間 (2022年4月25日現在)
	金額(円)	金額(円)
元本の推移		
期首元本額	19,272,451,847	15,868,508,040
期中追加設定元本額	294,033,554	829,375,428
期中一部解約元本額	3,697,977,361	2,770,939,441

(4) 【附属明細表】

①有価証券明細表

(ア)株式

該当事項はありません。

(イ)株式以外の有価証券

種類	銘柄	口数	評価額(円)	備考
親投資信託受益証券	D W S ロシア・ルーブル債券投信・マザーファンド	3,677,473,578	390,915,441	
合計		3,677,473,578	390,915,441	

②信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

③デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2022年7月13日

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているDWS ロシア・ループル債券投信（年2回決算型）の2021年10月26日から2022年4月25日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、DWS ロシア・ループル債券投信（年2回決算型）の2022年4月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、トイチェ・アセット・マネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な会計上の見積りの注記に記載されているとおり、ロシア債券の取引が事実上困難な状態が継続していることから、親投資信託受益証券の投資先である外国籍投資信託が投資しているロシア債券について、外国籍投資信託の管理会社は当計算期間末日で実態に即して算出した価格で評価し、その結果実質ゼロ評価とすることで外国籍投資信託の基準価額を算出している。親投資信託は、算出された基準価額を外国籍投資信託の時価として採用し基準価額を算出しており、ファンドは、親投資信託の基準価額を時価として採用している。

また、追加情報に記載されているとおり、投資家間での公平性を保てない可能性がある等の理由から、ファンドは設定・解約の受付を停止しており、当計算期間末日においても当該取り扱いを継続している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

DWS ロシア・ルーブル債券投信（年2回決算型）

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第27期計算期間 (2021年10月25日現在)	第28期計算期間 (2022年4月25日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	1, 199	—
親投資信託受益証券	3, 508, 624, 041	231, 693, 216
未収入金	31, 253, 647	16, 851, 209
流動資産合計	<u>3, 539, 878, 887</u>	<u>248, 544, 425</u>
資産合計	<u>3, 539, 878, 887</u>	<u>248, 544, 425</u>
負債の部		
流動負債		
未払解約金	34, 266, 134	—
未払受託者報酬	580, 711	433, 783
未払委託者報酬	20, 905, 741	15, 616, 266
その他未払費用	843, 285	801, 160
流動負債合計	<u>56, 595, 871</u>	<u>16, 851, 209</u>
負債合計	<u>56, 595, 871</u>	<u>16, 851, 209</u>
純資産の部		
元本等		
元本	2, 987, 576, 360	2, 610, 896, 532
剩余金		
期末剩余金又は期末欠損金（△）	495, 706, 656	△2, 379, 203, 316
（分配準備積立金）	1, 443, 720, 447	1, 323, 922, 815
元本等合計	<u>3, 483, 283, 016</u>	<u>231, 693, 216</u>
純資産合計	<u>3, 483, 283, 016</u>	<u>231, 693, 216</u>
負債純資産合計	<u>3, 539, 878, 887</u>	<u>248, 544, 425</u>

(2) 【損益及び剩余金計算書】

(単位：円)

	第27期計算期間 (自 2021年 4月 27日 至 2021年10月25日)	第28期計算期間 (自 2021年10月 26日 至 2022年 4月 25日)
営業収益		
有価証券売買等損益	436, 460, 782	△2, 894, 828, 698
営業収益合計	<u>436, 460, 782</u>	<u>△2, 894, 828, 698</u>
営業費用		
支払利息	12	3
受託者報酬	580, 711	433, 783
委託者報酬	20, 905, 741	15, 616, 266
その他費用	843, 285	801, 160
営業費用合計	<u>22, 329, 749</u>	<u>16, 851, 212</u>
営業利益又は営業損失（△）	414, 131, 033	△2, 911, 679, 910
経常利益又は経常損失（△）	414, 131, 033	△2, 911, 679, 910
当期純利益又は当期純損失（△）	414, 131, 033	△2, 911, 679, 910
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	29, 811, 840	△104, 898, 203
期首剩余金又は期首次損金（△）	127, 272, 643	495, 706, 656
剩余金増加額又は欠損金減少額	749, 320	—
当期追加信託に伴う剩余金増加額又は欠損金減少額	749, 320	—
剩余金減少額又は欠損金増加額	16, 634, 500	68, 128, 265
当期一部解約に伴う剩余金減少額又は欠損金増加額	16, 634, 500	65, 005, 739
当期追加信託に伴う剩余金減少額又は欠損金増加額	—	3, 122, 526
分配金	—	—
期末剩余金又は期末欠損金（△）	<u>495, 706, 656</u>	<u>△2, 379, 203, 316</u>

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。ただし、適正な基準価額を入手できなかった場合又は入手した基準価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
-----------------	---

(重要な会計上の見積りに関する注記)

第27期計算期間 (2021年10月25日現在)	第28期計算期間 (2022年4月25日現在)
当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。	<p>1. 親投資信託受益証券の時価の算定 (1) 当期の財務諸表に計上した金額 当該親投資信託の評価額 231,693,216円 (2) 会計上の見積りの内容について財務諸表利用者の理解に資するその他の情報 ①当期の財務諸表に計上した金額の算出方法及び算出に用いた主要な仮定 2022年2月24日以降、ロシアがウクライナに対して軍事侵攻を開始したことや、米国が制裁を強化したことを受け、親投資信託受益証券の投資先である外国籍投資信託が投資しているロシア債券について、ロシアの債券市場では妥当性のある個別債券の時価評価ができない状況となっております。また、ロシアの債券市場が平常の状態に戻る目処は立っておらず、妥当性のある時価の取得ができない状況が続いていること等から、外国籍投資信託の管理会社は、投資しているロシア債券を、当計算期間末日で実態に即して算出した価格で評価し実質ゼロ評価とし、基準価額を算出しております。親投資信託は、当該算出された基準価額を外国籍投資信託の時価として採用し、親投資信託の基準価額を算出しており、当ファンドは、当該基準価額を親投資信託の時価として採用しております。なお、親投資信託の純資産額の下落により、当計算期間末日において当ファンドの一口当たり純資産額も0.7307円（一万口当たり7,307円）下落しております。 ②翌期の財務諸表への影響 当計算期間において、親投資信託受益証券の投資先である外国籍投資信託が投資しているロシア債券について、上記のように評価しております。しかし、ロシアの債券市場が平常の状態に戻る等、今後の動向の変化によって翌計算期間の財務諸表に影響を与える可能性があります。</p>

(追加情報)

親投資信託受益証券の投資先である外国籍投資信託が投資しているロシア債券について、ロシアの債券市場では妥当性のある個別債券の時価評価ができない状況となっております。また、ロシアの債券市場が平常の状態に戻る目処は立っておらず、妥当性のある時価の取得ができない状況が続いております。そのため、ファンドとしての流動性が十分に担保できず、投資家間での公平性を保てない可能性がある等の理由から、投資信託約款に基づき、当ファンドの設定・解約の受付を停止しております。なお、当計算期間末日時点においても当該取り扱いを継続しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第27期計算期間 (2021年10月25日現在)	第28期計算期間 (2022年4月25日現在)
1. 受益権の総数	2,987,576,360口	2,610,896,532口
2. 元本の欠損 純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額	—	2,379,203,316円
3. 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.1659円 (11,659円)	0.0887円 (887円)

(損益及び剩余金計算書に関する注記)

項目	第27期計算期間 (自 2021年 4月 27日 至 2021年10月 25日)	第28期計算期間 (自 2021年10月 26日 至 2022年 4月 25日)
分配金の計算方法	計算期間末における費用控除後の配当等収益(140,261,775円)、収益調整金(2,749,558,846円)、分配準備積立金(1,303,458,672円)より、分配対象収益は、4,193,279,293円(1万口当たり14,035円)でありますが、今期は分配を行っておりません。	計算期間末における費用控除後の配当等収益(70,896,817円)、収益調整金(2,412,630,494円)、分配準備積立金(1,253,025,998円)より、分配対象収益は、3,736,553,309円(1万口当たり14,311円)でありますが、今期は分配を行っておりません。

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

項目	第27期計算期間 (自 2021年 4月 27日 至 2021年10月 25日)	第28期計算期間 (自 2021年10月 26日 至 2022年 4月 25日)
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンド及び主要投資対象である親投資信託が保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務であり、その詳細は貸借対照表、注記表及び附属明細表に記載しております。当該金融商品には、性質に応じてそれぞれ市場リスク(価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク等)、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社では2つの検証機能を有しています。1つは運用評価会議で、ここではパフォーマンス分析及び定量的リスク分析が行われます。もう1つはインベストメント・コントロール・コミッティーで、ここでは運用部、業務部、コンプライアンス統括部から市場リスク、流動性リスク、信用リスク、運用ガイドライン・法令等遵守状況等様々なリスク管理状況が報告され、検証が行われます。このコミッティーで議論された内容は、取締役会から一部権限を委譲されたエグゼクティブ・コミッティーに報告され、委託会社として必要な対策を指示する体制がとられています。運用部ではこうしたリスク管理の結果も考慮し、次の投資戦略を決定し、日々の運用業務を行っております。	同左

II 金融商品の時価等に関する事項

項目	第27期計算期間 (2021年10月25日現在)	第28期計算期間 (2022年4月25日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 (2) 売買目的有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。	(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 (2) 売買目的有価証券 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

計算期間の損益に含まれた評価差額(円)

種類	第27期計算期間 (2021年10月25日現在)	第28期計算期間 (2022年4月25日現在)
親投資信託受益証券	404,077,231	△2,684,851,408
合計	404,077,231	△2,684,851,408

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

項目	第27期計算期間 (2021年10月25日現在)	第28期計算期間 (2022年4月25日現在)
	金額(円)	金額(円)
元本の推移		
期首元本額	3,467,427,215	2,987,576,360
期中追加設定元本額	7,360,335	21,264,892
期中一部解約元本額	487,211,190	397,944,720

(4) 【附属明細表】

①有価証券明細表

(ア)株式

該当事項はありません。

(イ)株式以外の有価証券

種類	銘柄	口数	評価額(円)	備考
親投資信託受益証券	D W S ロシア・ルーブル債券投信・マザーファンド	2,179,616,339	231,693,216	
合計		2,179,616,339	231,693,216	

②信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

③デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考情報)

当ファンド（「DWS ロシア・ループル債券投信（毎月分配型）」及び「DWS ロシア・ループル債券投信（年2回決算型）」をいいます。）は「DWS ロシア・ループル債券投信・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。

なお、当ファンドの特定期間末日又は計算期間末日における同親投資信託の状況は次の通りです。

「DWS ロシア・ループル債券投信・マザーファンド」の状況

以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

(1) 貸借対照表

区分	(2021年10月25日現在)	(2022年4月25日現在)
	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
預金	132,471	—
金銭信託	540,724	339,397
ヨール・ローン	164,879,235	61,564,769
投資信託受益証券	9,497,733,710	581,521,885
その他未収収益	1,960,757	1,007,602
流動資産合計	9,665,246,897	644,433,653
資産合計	9,665,246,897	644,433,653
負債の部		
流動負債		
未払解約金	96,780,656	21,599,789
未払利息	451	168
流動負債合計	96,781,107	21,599,957
負債合計	96,781,107	21,599,957
純資産の部		
元本等		
元本	7,127,656,007	5,857,089,917
剰余金		
剰余金又は欠損金(△)	2,440,809,783	△5,234,256,221
元本等合計	9,568,465,790	622,833,696
純資産合計	9,568,465,790	622,833,696
負債純資産合計	9,665,246,897	644,433,653

(2)注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、投資信託受益証券の基準価額で評価しております。ただし、適正な基準価額を入手できなかった場合又は入手した基準価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約の評価は、個別法に基づき、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物相場の仲値によって計算しております。ただし、為替予約のうち対顧客先物相場が発表されていない通貨については、対顧客相場の仲値によって計算しております。
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建取引等の処理基準 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条及び第61条に基づいております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

(2021年10月25日現在)	(2022年4月25日現在)
本書における開示対象ファンドの当特定期間及び当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが本書における開示対象ファンドの当特定期間の翌特定期間及び当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。	<p>1. 投資信託受益証券の時価の算定 (1) 当期の財務諸表に計上した金額 当該投資信託受益証券の評価額 581,521,885円 (2) 会計上の見積りの内容について財務諸表利用者の理解に資するその他の情報 ①当期の財務諸表に計上した金額の算出方法及び算出に用いた主要な仮定 2022年2月24日以降、ロシアがウクライナに対して軍事侵攻を開始したことや、米国が制裁を強化したことを受け、当親投資信託の投資先である外国籍投資信託が投資しているロシア債券について、ロシアの債券市場では妥当性のある個別債券の時価評価ができない状況となっております。また、ロシアの債券市場が平常の状態に戻る目処は立っておらず、妥当性のある時価の取得ができない状況が続いていること等から、外国籍投資信託の管理会社は、投資しているロシア債券を、当計算期間末日で実態に即して算出した価格で評価し実質ゼロ評価とし、基準価額を算出しております。なお、当計算期間末日における外国籍投資信託の下落による損失額は、5,125,756,404円となっております。 ②翌期の財務諸表への影響 当計算期間において、当親投資信託の投資先である外国籍投資信託が投資しているロシア債券について、上記のように評価しております。しかし、ロシアの債券市場が平常の状態に戻る等、今後の動向の変化によって翌計算期間の財務諸表に影響を与える可能性があります。</p>

(貸借対照表に関する注記)

項目	(2021年10月25日現在)	(2022年4月25日現在)
1. 受益権の総数	7,127,656,007口	5,857,089,917口
2. 元本の欠損 純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額	—	5,234,256,221円
3. 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1,3424円 (13,424円)	0.1063円 (1,063円)

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

項目	(自 2021年 4月27日 至 2021年10月25日)	(自 2021年10月26日 至 2022年 4月25日)
1. 金融商品に対する取組方針	当親投資信託は証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っています。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当親投資信託が保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務であり、その詳細は貸借対照表、注記表及び附属明細表に記載しております。当該金融商品には、性質に応じてそれぞれ市場リスク(価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク等)、流動性リスク、信用リスク等があります。 当親投資信託が行うデリバティブ取引については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを回避し、安定的な利益の確保を図る目的で利用しております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社では2つの検証機能を有しています。1つは運用評価会議で、ここではパフォーマンス分析及び定量的リスク分析が行われます。もう1つはインベストメント・コントロール・コミッティーで、ここでは運用部、業務部、コンプライアンス統括部から市場リスク、流動性リスク、信用リスク、運用ガイドライン・法令等遵守状況等様々なリスク管理状況が報告され、検証が行われます。このコミッティーで議論された内容は、取締役会から一部権限を委譲されたエグゼクティブ・コミッティーに報告され、委託会社として必要な対策を指示する体制がとられています。運用部ではこうしたリスク管理の結果も考慮し、次の投資戦略を決定し、日々の運用業務を行っております。	同左

II 金融商品の時価等に関する事項

項目	(2021年10月25日現在)	(2022年4月25日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 (2) 売買目的有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。	(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 (2) 売買目的有価証券 同左

3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左
----------------------------	--	----

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

計算期間の損益に含まれた評価差額(円)

種類	(2021年10月25日現在)	(2022年4月25日現在)
投資信託受益証券	△304,610,421	△8,633,609,357
合計	△304,610,421	△8,633,609,357

(注)「計算期間」とは当親投資信託の計算期間の期首日から本書における開示対象ファンドの特定期間末日又は計算期間末日までの期間を指しております。

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

項目	(2021年10月25日現在)	(2022年4月25日現在)
	金額(円)	金額(円)
1. 元本の推移		
期首元本額	8,943,047,469	7,127,656,007
期中追加設定元本額	48,490,601	208,244,638
期中一部解約元本額	1,863,882,063	1,478,810,728
期末元本額	7,127,656,007	5,857,089,917
2. 元本の内訳		
DWS ロシア・ルーブル債券投信 (毎月分配型)	4,513,961,101	3,677,473,578
DWS ロシア・ルーブル債券投信 (年2回決算型)	2,613,694,906	2,179,616,339

(3) 附属明細表

① 有価証券明細表

(ア) 株式

該当事項はありません。

(イ) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	口数	評価額	備考
投資信託 受益証券	ユーロ	DWS フォルゾーゲ・ゲルトマルクト	843,8582	110,342.89	
	小計			110,342.89	
	ロシアルーブル	DWS ロシア・ボンド・ファンド	1,753,615.7568	327,261,999.63	
	小計			327,261,999.63 (566,163,259)	
	合計			581,521,885 (581,521,885)	

(注)1. 通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

2. 小計・合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入投資信託受益証券 時価比率	合計金額に に対する比率
ユーロ	投資信託受益証券 1銘柄	2.5%	2.6%
ロシアルーブル	投資信託受益証券 1銘柄	90.9%	97.4%

②信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

③デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

当親投資信託は「DWS ロシア・ボンド・ファンド」投資信託受益証券及び「DWS フォルゾーゲ・ゲルトマルクト」投資信託受益証券を投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」は、すべてこれら投資信託の受益証券です。

「DWS ロシア・ボンド・ファンド」の状況

以下に記載した情報は、DWSインベストメント・エス・エーからの情報に基づき、2021年12月31日現在の財務の状況を記載したものであります。同投資信託受益証券の2021年12月31日現在の財務の状況は、ルクセンブルグの法律に基づき一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠して作成されております。

同投資信託受益証券の「資産、負債の状況」、「損益計算書」、「純資産変動計算書」及び「組入資産の明細」は、2021年12月31日現在の財務書類の一部を翻訳したものです。

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります、独立の監査人による監査を受けた同投資信託受益証券の財務書類から抜粋したものであります。

(1) 資産、負債の状況

	2021年12月31日現在 金額(ユーロ)
資産の部	
債券(上場有価証券)	58,992,504.63
債券(非上場有価証券)	1,853,333.54
現金	2,417,648.63
未収利息	1,069,102.99
通貨先物	35,855.99
資産合計	64,368,445.78
負債の部	
通貨先物	△329,400.63
その他未払費用	△37,941.88
その他負債	△1,609.41
負債合計	△368,951.92

(2) 損益計算書

	2021年12月31日に終了した事業年度 金額(ユーロ)
収益	
受取利金	4,714,334.52
収益合計	4,714,334.52
費用	
支払利息	△7,318.90
委託者報酬	△492,772.12
その他費用	△6,336.59
費用合計	△506,427.61
純投資収益	4,207,906.91

(3) 純資産変動計算書

期首純資産金額	90,890,917.12
分配金	△6,758,886.23
設定による資金流入	5,950,289.56
解約による資金流出	△30,953,149.65
収益及び費用の調整	△1,007,692.13
有価証券売買損益	5,878,015.19
期末純資産金額	63,999,493.86

(4)組入資産の明細

(2021年12月31日現在)

通貨	銘柄名	数量(千単位)	評価額(ユーロ)
	上場有価証券		
EUR	Gazprom 20/15.04.25 LPN	1,360	1,430,584.00
EUR	Ministry of Finance of the Russian Fed. 20/20.11.32	1,000	995,080.00
EUR	Russian 21/27.05.36	600	605,586.00
EUR	RZD Capital 19/23.05.27 LPN	2,000	2,080,420.00
RUB	Rushydro Finance 17/28.09.22 LPN	180,000	2,120,309.98
RUB	Russia 12/03.02.27 Ser. 26207RFMS	500,000	5,883,361.94
RUB	Russia 13/19.01.28 Ser. 26212RFMS	230,000	2,557,735.24
RUB	Russia 13/25.01.23 Ser. 26211RMFS	180,000	2,106,171.18
RUB	Russia 15/17.09.31 Ser. 26218RMFS	350,000	4,199,960.25
RUB	Russia 16/16.09.26 Ser. 26219RMFS	175,000	2,025,370.48
RUB	Russia 17/23.03.33 Ser. 26221RMFS	234,700	2,666,030.17
RUB	Russia 18/10.05.34 S. 6225	50,000	546,305.42
RUB	Russia 19/12.11.25	130,000	1,480,478.11
RUB	Russian Federation 18/23.05.29	120,000	1,312,651.94
RUB	Russian Federation 19/10.04.30	100,000	1,140,887.67
RUB	Russian Federation 19/16.03.39	300,000	3,366,519.47
RUB	Russian Federation 20/18.07.35	180,000	1,759,642.65
RUB	RZD Capital/Russian Railways 16/07.10.23 LPN	210,000	2,478,800.07
RUB	RZD Capital/Russian Railways 17/03.03.24 LPN	150,000	1,765,150.54
USD	Gaz Capital 19/11.02.26 LPN MTN Reg. S	1,100	1,043,975.58
USD	Gaz Capital/Gazprom 07/16.08.37 LPN Reg S	900	1,061,309.56
USD	Gaz Capital/Gazprom 13/06.02.28 LPN Reg S	1,800	1,729,458.92
USD	Gaz Finance 20/29.06.27 LPN	1,000	871,822.32
USD	Russia 00/31.03.30 Reg S	2,000	391,880.72
USD	Russia 12/04.04.42 Reg S	1,600	1,847,910.45
USD	Russia 13/16.09.43 Reg S	1,000	1,205,132.06
USD	Russia 16/27.05.26 Reg S	4,400	4,262,099.72
USD	Russia 17/23.06.47 Reg S	1,000	1,119,485.02
USD	Russia 18/21.03.29 Reg S	1,000	976,657.97
USD	Russia 19/28.03.35 Reg S	600	627,293.72
USD	VEB Finance/VEB Bank 10/22.11.25 LPN	2,000	2,021,395.39
USD	VEB Finance/VEB Bank 13/21.11.23 LPN	1,400	1,313,038.09
	小計		58,992,504.63
	非上場有価証券		
RUB	Russian Federation 20/17.05.28	180,000	1,853,333.54
	小計		1,853,333.54
	合計		60,845,838.17

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

DWS ロシア・ルーブル債券投信（毎月分配型）

(2022年 5月31日現在)

I 資産総額	463, 312, 569 円
II 負債総額	270, 835 円
III 純資産総額（I - II）	463, 041, 734 円
IV 発行済口数	13, 926, 944, 027 口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	0. 0332 円
(1万口当たり純資産額)	(332 円)

DWS ロシア・ルーブル債券投信（年2回決算型）

(2022年 5月31日現在)

I 資産総額	275, 721, 466 円
II 負債総額	1, 388, 199 円
III 純資産総額（I - II）	274, 333, 267 円
IV 発行済口数	2, 610, 896, 532 口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	0. 1051 円
(1万口当たり純資産額)	(1, 051 円)

(参考) DWS ロシア・ルーブル債券投信・マザーファンド

(2022年 5月31日現在)

I 資産総額	739, 039, 908 円
II 負債総額	103 円
III 純資産総額（I - II）	739, 039, 805 円
IV 発行済口数	5, 842, 166, 293 口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	0. 1265 円
(1万口当たり純資産額)	(1, 265 円)

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

1. 名義書換について

該当事項はありません。

2. 受益者に対する特典

該当事項はありません。

3. 内国投資信託受益権の譲渡制限の内容

譲渡制限は設けておりません。ただし、受益権の譲渡の手続き及び受益権の譲渡の対抗要件は、以下によるものとします。

①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少及び譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

④受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社及び受託会社に対抗することができません。

4. 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

5. 償還金

償還金は、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

6. 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金及び償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第三部 【委託会社等の情報】

第1 【委託会社等の概況】

1 【委託会社等の概況】

(1) 資本金等

① 資本金の額

3,078百万円（2022年5月末現在）

② 発行する株式の総数

200,000株（2022年5月末現在）

③ 発行済株式総数

61,560株（2022年5月末現在）

④ 最近5年間における資本金の額の増減

該当事項はありません。

(2) 委託会社の機構

委託会社は、取締役会及び監査役をおきます。

取締役及び監査役は、株主総会の決議をもって選任され、その員数は取締役については3名以上、監査役については1名以上とします。

取締役会は、取締役全員で組織され、経営に関するすべての重要事項及び法令または定款によって定められた事項につき意思決定を行います。

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会終結の時までとし、補欠または増員のために選任された取締役の任期は、他の取締役の残存任期と同一とします。

監査役は、委託会社の会計監査及び業務監査を行います。

監査役の任期は、選任後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会終結の時までとし、補欠のために選任された監査役の任期は、前任者の任期の残存期間とします。

（投資信託の運用プロセス）

① 四半期毎に行われる投資戦略会議において、ドイツ銀行グループの資産運用部門（グローバル）からの情報を参考にしつつ、各投資対象についての市場見通し並びに大まかな運用方針を決定します。

② 運用担当者は、投資戦略会議の方針にしたがって各ファンドの運用計画を作成し、運用部長の承認を得ます。その際、必要に応じてグループ内の投資環境調査やモデルポートフォリオを参考にします。

③ 承認された運用計画にしたがって、運用担当者は売買を指示し、ポートフォリオの構築を行います。その際ファンドによっては、外部運用機関と投資助言契約もしくは運用委託契約を結んだ上で運用を行う場合があります。

④ 各拠点で運用ガイドライン・モニタリングを担当するチームが、個々の売買についてガイドライン違反等がないか速やかにチェックを行います。

⑤ 運用評価会議では、各ファンドの運用成績を分析するとともに、運用に際して取っているアクティブリスクの状況や他ファンドとの均一性についてレビューを行い、今後の運用へのフィードバックを行います。

⑥ インベストメント・コントロール・コミッティーにおいて、ガイドラインの遵守状況や運用上の改善すべき点等について検討を行います。

⑦ コンプライアンス統括部は、運用部から独立した立場で、ガイドライン遵守状況及び利益相反取引のチェックを行います。

2 【事業の内容及び営業の概況】

投信法に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また金融商品取引法に定める投資助言・代理業務、第一種金融商品取引業務及び第二種金融商品取引業務を行っています。

2022年5月末現在、委託会社の運用するファンドは81本、純資産総額は524,192百万円です（ただし、親投資信託を除きます。）。ファンドの種類別の本数及び純資産総額は下記の通りです。

種類			本数	純資産総額
公募	追加型	株式投資信託	66本	210,771百万円
私募	単位型	株式投資信託	3本	5,273百万円
	追加型	株式投資信託	12本	308,148百万円
合計			81本	524,192百万円

3 【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）第2条に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

財務諸表に記載している金額については、千円未満の端数を切り捨てにより記載しております。

2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当事業年度（2021年4月1日から2022年3月31日まで）の財務諸表について、有限責任あずさ監査法人により監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2022年6月14日

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 関 賢二 (印)
業務 執行 社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているドイチェ・アセット・マネジメント株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第38期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社の2022年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬によ

る重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められている他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

(注) 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

(1) 【貸借対照表】

(単位:千円)

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
資産の部		
流動資産		
預金	※ 1	3, 635, 116
前払費用		18, 514
未収委託者報酬		454, 967
未収運用受託報酬		2, 271
未収収益	※ 1	709, 619
未収還付消費税等		14, 645
立替金		38, 451
為替予約		614
流動資産計		4, 874, 202
固定資産		
投資その他の資産		
投資有価証券		9, 857
敷金		18, 320
供託金		10, 000
預託金		1, 000
投資その他の資産合計		39, 177
固定資産合計		39, 177
資産合計		4, 913, 379
		5, 422, 676

(単位:千円)

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
負債の部		
流動負債		
預り金		
未払収益分配金	197,876	222,998
未払償還金	3	-
未払手数料	1,508	-
その他未払金	225,390	210,087
未払費用	24,502	44,542
※1	928,564	912,661
未払消費税	-	21,934
未払法人税等	11,262	112,092
賞与引当金	136,011	137,893
為替予約	12,682	6,528
流動負債合計	1,537,800	1,668,738
固定負債		
退職給付引当金	439,883	478,548
長期未払費用	43,850	39,780
賞与引当金	77,057	30,758
繰延税金負債	444	786
固定負債合計	561,235	549,874
負債合計	2,099,036	2,218,613
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,078,000	3,078,000
資本剰余金		
資本準備金	1,830,000	1,830,000
資本剰余金合計	1,830,000	1,830,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	△ 2,094,662	△ 1,705,718
利益剰余金合計	△ 2,094,662	△ 1,705,718
株主資本合計	2,813,337	3,202,281
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1,006	1,781
評価・換算差額等合計	1,006	1,781
純資産合計	2,814,343	3,204,063
負債純資産合計	4,913,379	5,422,676

(2) 【損益計算書】

(単位:千円)

	前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	3,371,259	3,379,928
運用受託報酬	13,399	9,576
その他営業収益	※1	1,513,878
営業収益合計	4,898,536	2,429,431
営業費用		
支払手数料	1,682,888	1,687,978
広告宣伝費	30,982	26,180
調査費	61,011	58,191
委託調査費	294,392	321,214
情報機器関連費	167,001	130,965
委託計算費	197,629	209,188
通信費	7,233	6,377
印刷費	29,134	10,612
協会費	10,585	11,751
諸会費	53	412
諸経費	26,717	34,266
営業費用合計	2,507,628	2,497,140
一般管理費		
役員報酬	57,975	48,341
給料・手当	1,108,247	1,120,505
賞与	405,716	377,792
交際費	620	1,057
寄付金	2,000	2,348
旅費交通費	1,375	1,428
租税公課	39,916	49,727
不動産賃借料	245,732	279,256
退職給付費用	107,556	87,842
福利厚生費	291,556	287,794
業務委託費	※1	1,110,776
退職金	4,848	8,194
諸経費	115,248	95,537
一般管理費合計	3,491,571	3,201,551
営業利益または損失 (△)	△ 1,100,663	120,244
営業外収益		
雑収益	3,874	5,161
営業外収益合計	3,874	5,161

(単位:千円)

	前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
営業外費用		
為替差損	13,565	7,023
その他	495	388
営業外費用合計	14,061	7,412
経常利益または損失(△)	△ 1,110,850	117,993
特別利益		
割増退職金の取崩しによる戻入益	21,045	-
過年度収益分配精算金	- ※1,2	350,719
特別利益合計	21,045	350,719
税引前当期純利益または損失(△)	△ 1,089,804	468,712
法人税、住民税及び事業税	2,734	79,768
法人税等合計	2,734	79,768
当期純利益または損失(△)	△ 1,092,538	388,944

(3)【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

(単位:千円)

	株主資本				株主資本合計	
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金		
		資本準備金				
当期首残高	3,078,000	1,830,000	△ 1,002,124		3,905,875	
当期変動額						
剰余金の配当	-	-	-	-	-	
当期純損失(△)	-	-	△ 1,092,538		△ 1,092,538	
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	-	-	-	-	-	
当期変動額合計	-	-	△ 1,092,538		△ 1,092,538	
当期末残高	3,078,000	1,830,000	△ 2,094,662		2,813,337	

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	△ 1,017	△ 1,017	3,904,857
当期変動額			
剰余金の配当	-	-	-
当期純損失(△)	-	-	△ 1,092,538
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	2,024	2,024	2,024
当期変動額合計	2,024	2,024	△ 1,090,514
当期末残高	1,006	1,006	2,814,343

当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位:千円)

資本金	株主資本				株主資本合計	
	資本準備金	資本剰余金	利益剰余金	その他利益剰余金 繙越利益剰余金		
当期首残高	3,078,000	1,830,000	△ 2,094,662		2,813,337	
当期変動額						
剰余金の配当	－	－	－	－	－	
当期純利益	－	－	388,944	388,944	388,944	
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	－	－	－	－	－	
当期変動額合計	－	－	388,944	388,944	388,944	
当期末残高	3,078,000	1,830,000	△ 1,705,718		3,202,281	

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	1,006	1,006	2,814,343
当期変動額			
剰余金の配当	－	－	－
当期純利益	－	－	388,944
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	775	775	775
当期変動額合計	775	775	775
当期末残高	1,781	1,781	3,204,063

注記事項

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券（市場価格のない株式等以外のもの）

当事業年度末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員等に対する賞与の支払及び親会社の運営する株式報酬制度に係る将来の支払に備えるため、当社所定の計算基準により算出した支払見込額の当事業年度負担分を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員等の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定期基準によっております。

数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定期法により按分した額を翌期から費用処理することとしております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建の金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. 収益の計上基準

当社は、投資運用業の契約に基づき顧客の資産を管理・運用する義務を負っています。契約における履行義務の充足に伴い、契約により定められたサービス提供期間にわたって収益を認識しております。具体的には以下の通りです。委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産価額に対する一定割合として運用期間にわたり収益として認識しております。運用受託報酬は、対象顧客との投資一任契約に基づき月末純資産価額に対する一定割合として運用期間にわたり収益として認識しております。また、当社の関係会社から受取る運用受託報酬及び振替収益は、関係会社との契約で定められた算式に基づき月次で認識しております。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

当社は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。これによる財務諸表に与える影響はありません。

なお、収益認識会計基準第89-3項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る「収益認識関係」注記については記載しておりません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

当社は、「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。これによる財務諸表に与える影響はありません。

また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしました。ただし、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2019年7月4日）第7-4項に定める経過的な取扱いに従って、当該注記のうち前事業年度に係るものについては、記載しておりません。

(未適用の会計基準等)

- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）

(1) 概要

投資信託の時価の算定及び注記に関する取扱い並びに貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資の時価の注記に関する取扱いが定めされました。

(2) 適用予定日

2023年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」の適用による財務諸表に与える影響については、現時点で評価中であります。

(貸借対照表関係)

※1 各科目に含まれている関係会社に対するものは以下のとおりであります。

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
預金	1,198,619 千円	969,222 千円
未収収益	709,690 千円	1,499,029 千円
未払費用	120,801 千円	98,481 千円

(損益計算書関係)

※1 関係会社に対するものは以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
業務委託費	172,944 千円	166,762 千円
その他営業収益	1,511,744 千円	2,398,011 千円
特別利益	- 千円	350,719 千円

※2 過年度収益分配精算金

当事業年度において、当社が海外グループ会社へ不動産調査サービスを提供してきたオルタナティブ調査部に係る費用を各社に請求することで合意しました。当事業年度より以前の期間に帰属する請求分については、一括で支払いを受けており、特別利益として過年度収益分配精算金350,719千円を計上しております。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式 (株)	61,560	-	-	61,560

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式 (株)	61,560	-	-	61,560

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

(リース取引関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は顧客資産について投資助言・代理及び投資運用業務等を行っており、業務上必要と認められる場合以外は、自己勘定による資金運用は行っておりません。預金については全て決済性の当座預金であります。また、銀行借入や社債等による資金調達は行っておりません。

デリバティブについても、外貨建営業債権及び債務の為替変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

当座預金並びに営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬及び未収収益は、取引先の信用リスクに晒されています。預金に関するリスクは、当社の社内規程に従い、取引先の信用リスクのモニタリングを行っており、営業債権に関するリスクは、取引先毎の期日管理及び残高管理を実施し、主要な取引先の信用状況を定期的に把握する体制としております。

投資有価証券は当社設定の投資信託に対するシードマネーであり、業務上の必要性から保有しているもので、投資額も必要最低額であるため、市場価格の変動リスク、市場の流動性リスクは限定的であります。

外貨建営業債権及び債務は為替変動リスクに晒されており、通貨別に把握された為替の変動リスクに対して先物為替予約によりリスクの回避を実施しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、社内規程に基づいて取引、記帳及び取引先との残高照合等を行っております。

営業債務に関する流動性リスクについては、経理部において資金繰りをモニタリングしております。

上記、信用、市場、為替リスクに関する事項は、社内規程に基づいて定期的に社内委員会に報告され、審議、検討を行っております。また、流動性リスクに関する事項につきましても逐次、社内担当役員に報告しております。

2. 金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びレベルごとの内訳等については、以下のとおりであります。

前事業年度（2021年3月31日）

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)預金	3,635,116	3,635,116	-
(2)未収委託者報酬	454,967	454,967	-
(3)未収運用受託報酬	2,271	2,271	-
(4)未収収益	709,619	709,619	-
(5)投資有価証券			
その他有価証券	9,857	9,857	-
資産計	4,811,832	4,811,832	-
(1)未払手数料	225,390	225,390	-
(2)その他未払金	24,502	24,502	-
(3)未払費用	928,564	928,564	-
負債計	1,178,456	1,178,456	-
デリバティブ取引 (*1)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(12,067)	(12,067)	-
デリバティブ取引計	(12,067)	(12,067)	-

(*1) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

- (1) 預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬及び(4) 未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にはほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- (5) 投資有価証券

投資有価証券はその他有価証券に区分されており、時価については、基準価額によっております。

また、有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照下さい。

負債

- (1) 未払手数料、(2) その他未払金及び(3) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にはほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

「デリバティブ取引関係」注記を参照下さい。

(注) 2. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超
預金	3,635,116	-	-
未収委託者報酬	454,967	-	-
未収運用受託報酬	2,271	-	-
未収収益	709,619	-	-
投資有価証券			
その他有価証券	-	468	-
合計	4,801,975	468	-

(注) 債還期間が見込めないものについては表中に記載を行わず、除外しております。

当事業年度（2022年3月31日）

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 預金	3,371,358	3,371,358	-
(2) 未収委託者報酬	427,359	427,359	-
(3) 未収運用受託報酬	2,287	2,287	-
(4) 未収収益	1,531,970	1,531,970	-
(5) 投資有価証券			
その他有価証券	11,983	11,983	-
資産計	5,344,960	5,344,960	-
(1) 未払手数料	210,087	210,087	-
(2) その他未払金	44,542	44,542	-
(3) 未払費用	912,661	912,661	-
負債計	1,167,291	1,167,291	-
デリバティブ取引(*1)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(6,528)	(6,528)	-
デリバティブ取引計	(6,528)	(6,528)	-

(*1) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で示しております。

金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じ、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：	観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価		
レベル2の時価：	観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価		
レベル3の時価：	観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価 時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。		

時価で貸借対照表に計上している金融商品

当会計期間末（2022年3月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
デリバティブ取引 通貨関連	-	6,528	-	6,528
負債計	-	6,528	-	6,528

(*1) 2019年7月4日公表の企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」第26項に従い経過措置を適用し、その他有価証券11,983千円は上記の表に含めておりません。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

- (1) 預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬及び(4) 未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にはほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- (5) 投資有価証券

投資有価証券はその他有価証券に区分されており、時価については、基準価額によっております。

また、有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照下さい。

負 債

- (1) 未払手数料、(2) その他未払金及び(3) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にはほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

「デリバティブ取引関係」注記を参照下さい。

(注) 2. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超
預金	3,371,358	-	-
未収委託者報酬	427,359	-	-
未収運用受託報酬	2,287	-	-
未収収益	1,531,970	-	-
投資有価証券			
その他有価証券	-	664	-
合計	5,332,976	664	-

(注) 儻還期間が見込めないものについては表中に記載を行わず、除外しております。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前事業年度 (2021年3月31日)

(単位:千円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	その他	9,740	8,289	1,451
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	その他	116	117	△ 0
合計		9,857	8,406	1,450

当事業年度 (2022年3月31日)

(単位:千円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	その他	9,415	11,983	2,568
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	その他	-	-	-
合計		9,415	11,983	2,568

2. 売却したその他有価証券

前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位:千円)

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他	1,960	49	-

当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

ヘッジ会計が適用されていないもの

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物は通貨のみであり、貸借対照表日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。

前事業年度 (2021年3月31日)

通貨関連 (時価の算定方法は、先物為替相場によっております。)

(単位:千円)

区分	為替予約取引	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引	売建				
	ユーロ	284,734	-	△ 2,742	△ 2,742
	米ドル	436,136	-	△ 14,695	△ 14,695
	買建				
	ユーロ	943,008	-	3,356	3,356
	米ドル	350,829	-	2,013	2,013
	合計	2,014,708	-	△ 12,067	△ 12,067

当事業年度 (2022年3月31日)

通貨関連 (時価の算定方法は、先物為替相場によっております。)

(単位:千円)

区分	為替予約取引	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引	売建				
	ユーロ	69,631	-	△ 1,488	△ 1,488
	米ドル	100,545	-	△ 5,099	△ 5,099
	買建				
	米ドル	78,887	-	60	60
	合計	249,065	-	△ 6,528	△ 6,528

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、退職一時金制度と確定拠出年金制度を採用しております。加えて、一部の従業員を対象とした特別慰労金制度を採用しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	(単位:千円)
退職給付債務の期首残高	499,204	419,553	
勤務費用	54,655	47,528	
利息費用	1,977	3,529	
数理計算上の差異の発生額	△ 14,238	8,445	
退職給付の支払額	△ 122,185	△ 43,075	
転籍者調整額	140	37,709	
退職給付債務の期末残高	419,553	473,690	

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	(単位:千円)
非積立型制度の退職給付債務	419,553	473,690	
未積立退職給付債務	419,553	473,690	
未認識数理計算上の差異	20,329	4,857	
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	439,883	478,548	
退職給付引当金	439,883	478,548	
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	439,883	478,548	

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	(単位:千円)
勤務費用	54,655	47,528	
利息費用	1,977	3,529	
数理計算上の差異の費用処理額	7,793	△ 7,026	
確定給付制度に係る退職給付費用	64,426	44,031	

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
割引率	0.90%	0.90%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度 40,907 千円、当事業年度 43,379 千円でありました。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)	(単位:千円)
繰延税金資産			
繰越欠損金	824,633	753,869	
未払費用	284,326	279,456	
退職給付引当金	134,692	146,531	
その他	20,891	118,840	
賞与引当金	65,241	42,223	
長期未払費用	13,427	21,599	
減価償却超過額	113,657	13,932	
その他未払金	7,502	13,638	
未払事業税	8,808	12,810	
繰延税金資産小計	1,473,180	1,402,903	
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△ 824,633	△ 753,869	
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△ 648,547	△ 649,034	
評価性引当額小計	△ 1,473,180	△ 1,402,903	
繰延税金資産合計	-	-	
繰延税金負債			
その他有価証券評価差額金	△ 444	△ 786	
繰延税金負債合計	△ 444	△ 786	
繰延税金資産（負債）の純額	△ 444	△ 786	

(注) 1. 評価性引当額が 70,277 千円減少しております。この減少は主に当期の見込みの課税所得に対して充当される繰越欠損金に対する評価性引当額を取り崩したことによるものであります。

2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前事業年度（2021年3月31日）

(単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(*1)	-	-	-	-	-	824,633	824,633
評価性引当額	-	-	-	-	-	△ 824,633	△ 824,633
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

(*1) 税務上の繰越欠損金は法定実効税率を乗じた額であります。

当事業年度（2022年3月31日）

(単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(*1)	-	-	-	-	-	753,869	753,869
評価性引当額	-	-	-	-	-	△ 753,869	△ 753,869
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

(*1) 税務上の繰越欠損金は法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となつた主要な項目別の内訳

	(単位: %)	
	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
法定実効税率	30.6	30.6
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	△ 0.0	0.0
役員賞与等永久に損金に算入されない項目	△ 1.9	1.8
評価性引当金	△ 28.6	△ 14.9
その他	△ 0.2	△ 0.5
税効果会計適用後の法人税の負担率	△ 0.2	17.0

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報については、注記事項（セグメント情報等）に記載のとおり、当社は投資運用業の単一セグメントであり、製品・サービスの区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同じであることから、セグメント情報に追加して記載することを省略しております。

(セグメント情報等)

セグメント情報

当社は資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

前事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当社は有形固定資産を保有していないため、記載しておりません。

3. 主要な顧客ごとの情報

当社の主要な顧客は一般投資家であり、損益計算書の営業収益の10%以上を占める顧客が存在しないため、記載を省略しております。

当事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位：千円)

日本	米国	ドイツ	その他	合計
3,412,106	1,148,559	640,569	617,700	5,818,936

営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

当社は有形固定資産を保有していないため、記載しておりません。

3. 主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める主要な顧客は以下のとおりです。

(単位：千円)

相手先	営業収入	関連するセグメント
RREEF America L.L.C.	1,062,452	投資運用業

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

前事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は出資金	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	Deutsche Bank Aktiengesellschaft	ドイツ フランクフルト	5,290,939 千ユーロ	銀行業	(被所有) 間接 79 %	資金預入 サービスの授受	*1 IT. 管理部門サービス	128,412	*2 預金 未払費用	1,198,619 66,508
親会社	DWS Group GmbH & Co. KGaA	ドイツ フランクフルト	200,000 千ユーロ	投資運用業	(被所有) 直接 100 %	サービスの授受	*1 IT. 管理部門サービス	44,514	未払費用	54,292

当事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は出資金	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	Deutsche Bank Aktiengesellschaft	ドイツ フランクフルト	5,290,939 千ユーロ	銀行業	(被所有) 間接 79 %	資金預入 サービスの授受	*1 IT. 管理部門サービス	136,703	*2 預金 未払費用	969,222 72,208
親会社	DWS Group GmbH & Co. KGaA	ドイツ フランクフルト	200,000 千ユーロ	投資運用業	(被所有) 直接 100 %	サービスの授受	*1 IT. 管理部門サービス	30,345	未払費用	28,272

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

*1 当該会社とのサービス契約に基づき、当社のIT環境、総務購買部門等の管理部門業務に関連し支出した費用の計上を行っております。

*2 当座預金口座を開設しております。

(2) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等
前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は出資金	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の 親会社 を持つ会社	ドイツ証券 株式会社	東京都 千代田区	43,796 百万円	証券業	なし	サービスの授受 役員の兼任	*2 II. 管理部門サービス *3 その他一時管理費	610,880 34,050	未払費用	278,753
同一の 親会社 を持つ会社	RREEF America L.L.C.	米国 ウィルミントン	10 千ドル	投資運用業	なし	サービスの授受	*1 その他営業収益	780,700	未収収益	307,878
同一の 親会社 を持つ会社	DWS Investment Management Americas, Inc.	米国 ウィルミントン	10 ドル	投資運用業	なし	サービスの授受 運用の再委託	*2 II. 管理部門サービス *1 その他営業収益 *3 委託調査	147,868 47,420 4,570	未払費用 未収収益	47,198 11,902
同一の 親会社 を持つ会社	DWS Grundbesitz GmbH	ドイツ フランクフルト	8,000 千ユーロ	投資運用業	なし	サービスの授受	*1 その他営業収益	83,710	未収収益	21,024
同一の 親会社 を持つ会社	DWS Investment GmbH	ドイツ フランクフルト	115,000 千ユーロ	投資運用業	なし	サービスの授受 運用の再委託	*2 II. 管理部門サービス *3 委託調査 *1 その他営業収益	53,454 220,850 29,561	未払費用 未収収益	11,609 8,358
同一の 親会社 を持つ会社	DWS Investment S.A.	ルクセンブルク ルクセンブルク	30,877 千ユーロ	投資運用業	なし	サービスの授受	*2 II. 管理部門サービス *1 その他営業収益	2,442 2,520	未払費用 未収収益	7,138 47,027
同一の 親会社 を持つ会社	DWS International GmbH	ドイツ フランクフルト	8,000 千ユーロ	投資運用業	なし	サービスの授受 運用の再委託	*3 委託調査 *1 その他営業収益	32,370 299,281	未払費用 未収収益	15,683 72,769
同一の 親会社 を持つ会社	DWS Investments UK Limited	イギリス ロンドン	107,000 千ポンド	投資運用業	なし	サービスの授受	*1 その他営業収益	115,217	未収収益	141,329
同一の 親会社 を持つ会社	DBX Advisors LLC	米国 ウィルミントン	1 千ドル	投資運用業	なし	サービスの授受	*1 その他営業収益	48,371	未収収益	13,537
同一の 親会社 を持つ会社	DWS Alternatives GmbH	ドイツ フランクフルト	5,200 千ユーロ	投資運用業	なし	サービスの授受	*1 その他営業収益	95,941	未収収益	23,592
同一の 親会社 を持つ会社	DWS Beteiligungs GmbH	ドイツ フランクフルト	100,000 千ユーロ	投資運用業	なし	サービスの授受	*2 II. 管理部門サービス	25,296	未払費用	33,461
同一の 親会社 を持つ会社	DWS Group Services UK Limited	イギリス ロンドン	21,500 千ポンド	投資運用業	なし	サービスの授受	*2 II. 管理部門サービス	68,795	未払費用	67,438
同一の 親会社 を持つ会社	DWS Investments Singapore Limited	シンガポール シンガポール	96,700 千シンガ ポールドル	投資運用業	なし	サービスの授受	*2 II. 管理部門サービス	111,662	未払費用	116,729
同一の 親会社 を持つ会社	DWS Investments Hong Kong Limited	香港 香港	238,600 千香港ドル	投資運用業	なし	サービスの授受	*2 II. 管理部門サービス	109,727	未払費用	113,639

当事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は出資金	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親会社を持つ会社	ドイツ証券 株式会社	東京都千代田区	43,798百万円	証券業	なし	サービスの授受役員の兼任	*2 II. 管理部門サービス	522,255	未払費用	526,928
同一の親会社を持つ会社	RREEF America L.L.C.	米国 ウィルミントン	10千ドル	投資運用業	なし	サービスの授受	*1 その他営業収益	1,062,452	未収収益	523,087
同一の親会社を持つ会社	DWS Investment Management Americas, Inc.	米国 ウィルミントン	10 ドル	投資運用業	なし	サービスの授受運用の再委託	*2 II. 管理部門サービス *1 その他営業収益 *3 委託調査費	106,937 30,702 4,351	未払費用 未収収益	33,743 3,303
同一の親会社を持つ会社	DWS Grundbesitz GmbH	ドイツ フランクフルト	6,000千ユーロ	投資運用業	なし	サービスの授受	*1 その他営業収益 *4 特別利益	125,143 106,820	未収収益	170,606
同一の親会社を持つ会社	DWS Investment GmbH	ドイツ フランクフルト	115,000千ユーロ	投資運用業	なし	サービスの授受運用の再委託	*2 II. 管理部門サービス *3 委託調査費 *1 その他営業収益	50,699 257,435 90,934	未払費用 未収収益	4,495 66,815
同一の親会社を持つ会社	DWS Investment S.A.	ルクセンブルク ルクセンブルク	30,877千ユーロ	投資運用業	なし	サービスの授受	*2 II. 管理部門サービス *1 その他営業収益	11,843 378,294	未払費用 未収収益	4,520 217,584
同一の親会社を持つ会社	DWS International GmbH	ドイツ フランクフルト	8,000千ユーロ	投資運用業	なし	サービスの授受運用の再委託	*3 委託調査費 *2 II. 管理部門サービス *1 その他営業収益	31,827 28,906 294,817	未払費用 未収収益	24,865 125,673
同一の親会社を持つ会社	DWS Investments UK Limited	イギリス ロンドン	107,000千ポンド	投資運用業	なし	サービスの授受	*2 II. 管理部門サービス *1 その他営業収益	3,401 179,685	未払費用 未収収益	1,967 55,887
同一の親会社を持つ会社	DBX Advisors LLC	米国 ウィルミントン	1 千ドル	投資運用業	なし	サービスの授受	*1 その他営業収益	55,405	未収収益	28,703
同一の親会社を持つ会社	DWS Alternatives GmbH	ドイツ フランクフルト	5,200千ユーロ	投資運用業	なし	サービスの授受	*1 その他営業収益 *4 特別利益	129,873 117,994	未収収益	179,220
同一の親会社を持つ会社	DWS Beteiligungs GmbH	ドイツ フランクフルト	100,000千ユーロ	投資運用業	なし	サービスの授受	*2 II. 管理部門サービス	35,028	未払費用	27,094
同一の親会社を持つ会社	DWS Group Services UK Limited	イギリス ロンドン	21,500千ポンド	投資運用業	なし	サービスの授受	*2 II. 管理部門サービス	23,787	未払費用	16,266
同一の親会社を持つ会社	DWS Investments Singapore Limited	シンガポール シンガポール	96,700千シンガポールドル	投資運用業	なし	サービスの授受	*2 II. 管理部門サービス *1 その他営業収益 *4 特別利益	38,831 11,266 16,215	未収収益	48,437
同一の親会社を持つ会社	DWS Investments Australia Limited	オーストラリア シドニー	2,400千豪ドル	投資運用業	なし	サービスの授受	*2 II. 管理部門サービス	-13,861	未収収益	14,854
同一の親会社を持つ会社	Deutsche Knowledge Services Pte. Ltd.	シンガポール シンガポール	98,481千ドル	投資運用業	なし	サービスの授受	*2 II. 管理部門サービス	30,811	未払費用	5,780
同一の親会社を持つ会社	DWS Asset Mgmt (Korea) Co Ltd.	韓国 ソウル	19,410,825千韓国ウォン	投資運用業	なし	サービスの授受	*2 II. 管理部門サービス *1 その他営業収益 *4 特別利益	-16,432 41,603 109,689	未収収益	34,567
同一の親会社を持つ会社	DWS Investments Hong Kong Limited	香港 香港	238,600千香港ドル	投資運用業	なし	サービスの授受	*2 II. 管理部門サービス	100,083	未払費用 未収収益	83,600 30,330

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

- *1 当該会社とのサービス契約に基づき、予め定められた料率で計算された収益の計上を行っております。
- *2 当該会社とのサービス契約に基づき、当社のIT環境、総務購買部門等の管理部門業務に関連し支出した費用若しくは受領した収益の計上を行っております。
- *3 当該会社とのサービス契約に基づき、発生した費用の計上を行っております。
- *4 当該会社とのサービス契約に基づき、提供した不動産調査サービスで発生した過年度分の利益として特別利益の計上を行っております。

2. 親会社に関する注記

(1) 親会社情報

Deutsche Bank Aktiengesellschaft	フランクフルト証券取引所に上場
DB Beteiligungs-Holding GmbH	ニューヨーク証券取引所に上場
DWS Group GmbH & Co. KGaA	フランクフルト証券取引所に上場

(1株当たり情報)

項目	前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
1株当たり純資産額	45,717.08 円	52,047.81 円
1株当たり当期純利益または純損失(△)	△ 17,747.53 円	6,318.13 円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純損失金額については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益または純損失金額(△)の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
当期純利益または純損失金額(△)(千円)	△ 1,092,538	388,944
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株主に係る当期純利益または純損失金額(△)(千円)	△ 1,092,538	388,944
期中平均株式数(株)	61,560	61,560

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1)自己またはその取締役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2)運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3)通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)及び(5)において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4)委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要的取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5)上記(3)及び(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5 【その他】

(1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟その他重要事項

委託会社及びファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

追加型証券投資信託

DWS ロシア・ルーブル債券投信（毎月分配型）

約 款

ダイチエ・アセット・マネジメント株式会社

運用の基本方針

約款第19条に基づき委託者の定める運用の基本方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、インカム・ゲインの獲得と信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

DWS ロシア・ルーブル債券投信・マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 主として、マザーファンド受益証券への投資を通じて、インカム・ゲインの獲得と信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。
- ② マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として、ロシアの国債及び準国債等を主要投資対象とする投資信託証券に投資を行います。
- ③ 実質外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。
- ④ 市況動向及び資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 株式への直接投資は行いません。
- ② 投資信託証券への実質投資割合には制限を設けません。
- ③ 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

3. 収益分配方針

毎決算時（原則として毎月25日。ただし、当該日が休業日の場合は翌営業日）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- ① 分配対象額は、経費等控除後の繰越分を含めた配当等収益及び売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ② 収益分配金額は、委託者が基準価額水準及び市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。
- ③ 留保益の運用については特に制限を設げず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託
DWS ロシア・ルーブル債券投信（毎月分配型） 約款

(信託の種類、委託者及び受託者)

第1条 この信託は、証券投資信託であり、ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

(信託事務の委託)

第2条 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第18条第1項及び同条第2項並びに第23条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

(信託の目的及び金額)

第3条 委託者は、金600億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第4条 委託者は、受託者と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第5条 この信託の期間は、信託契約締結日から平成40年4月25日までとします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第6条 この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第7条 この信託契約締結当初及び追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割及び再分割)

第8条 委託者は、第3条の規定による受益権については600億口を上限とし、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(追加信託の価額及び口数、基準価額の計算方法)

第9条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（第20条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令及び一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

③ 第22条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第11条 この信託のすべての受益権は、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
- ③ 委託者は、第8条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第12条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

(受益権の申込単位及び価額)

第13条 販売会社（委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。）及び委託者の指定する登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。）をいいます。以下同じ。）は、第8条第1項の規定により分割される受益権について、その取得申込者に対し、販売会社が別に定める申込単位をもって取得の申込みに応ずることができるものとします。ただし、販売会社は、別に定める自動けいぞく投資約款（別の名称で同様の権利義務関係を規定する約款等を含むものとします。）にしたがって契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に対しては、1口の整数倍をもって取得の申込みに応ずることができるものとします。

- ② 前項の規定にかかわらず、販売会社は、第37条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合を除き、取得申込日が別に定める日にあたる場合には、受益権の取得申込みに応じないものとします。
- ③ 第1項の取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金（第4項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ④ 第1項の場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に手数料並びに当該手数料に係る消費税及び地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」といいます。）を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みに係る受益権の価額は、1口につき1円に手数料及び当該手数料に係る消費税等相当額を加算した価額とします。
- ⑤ 前項の手数料の額は、販売会社が定めるものとします。
- ⑥ 第4項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、第31条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

⑦前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所及び金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）等における取引の停止、外国為替取引の停止その他合理的な事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等が発生した場合、システムの誤作動等により決済または基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。）があると委託者が判断した場合は、受益権の取得申込みの受付を中止すること及びすでに受けた取得申込みの受付を取り消すことができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第14条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少及び譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第15条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者及び受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第16条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。
以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. 金銭債権
 - ハ. 約束手形
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
イ. 為替手形

（投資の対象とする有価証券等）

第17条 委託者は、信託金を、主として、ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結されたDWS ロシア・ループル債券投信・マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパー及び短期社債等
2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券及び社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第3号の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は買現先取引及び債券貸借取引に限り行うことができるものとします。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2

条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託 (金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

(利害関係人等との取引等)

第18条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律並びに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者(第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。)及び受託者の利害関係人、第23条第1項に定める信託業務の委託先及びその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等並びに第20条、第22条、第26条から第28条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律並びに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役及び委託者の利害関係人等(金融商品取引法第31条の4第3項及び同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。)または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等並びに第20条、第22条、第26条から第28条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等並びに当該取引、当該行為を行うことができます。

④ 前3項の場合、委託者及び受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項及び同法第32条第3項の通知は行いません。

(運用の基本方針)

第19条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

(信用リスク集中回避のための投資制限)

第19条の2 同一銘柄の投資信託証券への投資は、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会規則に定めるエクスポートホールドできる場合に該当しないときは、信託財産の純資産総額の100分の35を超えないものとします。

② 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対するエクスポートホールドの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として100分の35を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

(公社債の借入れ)

第20条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

② 前項の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④ 第1項の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第21条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際收支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約取引の指図)

第22条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産の時価総

額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約取引を指図することができます。

- ② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(信託業務の委託等)

第23条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係人を含みます。)を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者及び委託者が適当と認める者(受託者の利害関係人を含みます。)に委託することができるものとします。
1. 信託財産の保存に係る業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分及びその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第24条 金融機関または第一種金融商品取引業者等(外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。)から、売買代金及び償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等及び記載等の留保等)

第25条 信託の登記または登録をができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することができます。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。
- ④ 動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。

(有価証券売却等の指図)

第26条 委託者は、信託財産に属するマザーファンド受益証券に係る信託契約の一部解約の請求及び有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第27条 委託者は、前条の規定による一部解約の代金、売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等及びその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第28条 委託者は、信託財産の効率的な運用並びに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金及び有価証券等の償還金の合計額を限度とします。
- ③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

（損益の帰属）

第29条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益及び損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替え）

第30条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等及びその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立て替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済及び利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第31条 この信託の計算期間は、毎月26日から翌月25日までとすることを原則とします。ただし、第1期計算期間は平成20年5月29日から平成20年8月25日までとします。

- ② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は第5条に定める信託期間の終了日とします。

（信託財産に関する報告等）

第32条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報及び当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

（信託事務の諸費用及び監査費用）

第33条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用（監査費用、法律顧問・税務顧問への報酬、印刷費用、郵送費用、公告費用、格付費用等を含みます。）及び受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸費用」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 委託者は、前項に定める諸費用の支払いを信託財産のために行い、支払額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合、委託者は、現に信託財産のために支払った額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する額に上限を付すことができます。また、委託者は実際に支払う額の支弁を受ける代わりに、かかる諸費用の額をあらかじめ合理的に見積もったうえで、実際の費用額にか

かわらず固定率または固定金額にて信託財産からその支弁を受けることができます。

- ③ 前項において諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、期中にあらかじめ委託者が定めた範囲内でかかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。
- ④ 第2項において諸費用の固定率または固定金額を定める場合、かかる諸費用の額は、第31条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計算し、毎年4月及び10月に到来する計算期末または信託終了のときに消費税等相当額とともに信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の総額)

第34条 委託者及び受託者の信託報酬の総額は、第31条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の111以内の率を乗じて得た額とします。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第1項の信託報酬に係る消費税等相当額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配方式)

第35条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- 1. 配当金、利子及びこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸費用（消費税等相当額を含みます。）、信託報酬及び当該信託報酬に係る消費税等相当額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
 - 2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸費用（消費税等相当額を含みます。）、信託報酬及び当該信託報酬に係る消費税等相当額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- ② 每計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金及び一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第36条 受託者は、収益分配金については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第37条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金（第39条第4項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）については第37条第4項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金及び一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(収益分配金、償還金及び一部解約金の支払い)

第37条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヶ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し、遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の取得申込みに応ずるものとします。当該取得申込みにより増加した受益権は、第11条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。
- ③ 債還金は、信託終了日後1ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託

の償還をすると引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

- ④ 一部解約金は、第39条第1項の受益者の請求を受けた日から起算して、原則として、8営業日目から当該受益者に支払います。
- ⑤ 前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金及び一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。
- ⑥ 収益分配金、償還金及び一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。
- ⑦ 前項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、前項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

（収益分配金及び償還金の時効）

第38条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、並びに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（信託契約の一部解約）

第39条 受益者（販売会社を含みます。以下本条において同じ。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に、販売会社が定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

- ② 前項の規定にかかわらず、一部解約の実行の請求日が別に定める日にあたる場合には、原則として当該請求に応じないものとします。
- ③ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ④ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求を受けた日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.30%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。
- ⑤ 信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- ⑥ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他合理的な事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等が発生した場合、システムの誤作動等により決済または基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。）があると委託者が判断した場合は、第1項による一部解約の実行の請求の受付を中止すること及びすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができます。
- ⑦ 前項により、一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受けたものとして、第4項の規定に準じて計算された価額とします。

（信託契約の解約）

第40条 委託者は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が50億口を下回ることとなつたとき、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了さ

せることができます。この場合、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、マザーファンドの信託約款において別に定める特定の投資信託証券がその信託を終了することとなる場合は、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ③ 委託者は、第1項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日並びに信託契約の解約の理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- ④ 前項の書面決議において、受益者（委託者及びこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ⑤ 第3項の書面決議は議決権行使ができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑥ 第3項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合、または信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項から前項までに規定するこの信託契約の解約の手続きを行うことが困難なときには適用しません。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

- 第41条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第45条の規定にしたがいます。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

- 第42条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第45条の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡及び承継に伴う取扱い）

- 第43条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することができます。
- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることができます。これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることができます。

（受託者の辞任及び解任に伴う取扱い）

- 第44条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第45条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。
- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

（信託約款の変更等）

- 第45条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨及びその内容を監督

官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項(前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日並びに重大な約款の変更等の内容及びその理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者(委託者及びこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

(反対者の買取請求の不適用)

第46条 この信託は、委託者が第39条第1項の一部解約の請求を受け付けた場合にこの信託契約の一部を解約する委託者指図型投資信託に該当するため、第40条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合に、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者であっても、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することはできません。

(信託期間の延長)

第47条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたとき、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長する場合があります。

- ② 委託者は、第5条の規定による信託期間満了日に信託を終了できない真にやむを得ない事情が生じたときは、受託者と合意のうえ、信託期間を1年延長します。この場合において、延長後の信託期間終了日においても当該事由が解消しない場合も同様とします。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第48条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称及び住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第48条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

(公告)

第49条 委託者が受益者に対する公告は、日本経済新聞に掲載します。

(質権口記載または記録の受益権の取扱い)

第50条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金及び償還金の支払い等については、この約款によるほか、

民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第51条 この信託約款の解釈について疑義が生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

平成20年5月29日 (信託契約締結日)

委託者 ドイチエ・アセット・マネジメント株式会社

受託者 野村信託銀行株式会社

付表

1. 信託約款第13条第2項及び第39条第2項に規定する「別に定める日」とは、次のものをいいます。

フランクフルトの銀行休業日

ルクセンブルグの銀行休業日

追加型証券投資信託

DWS ロシア・ルーブル債券投信（年2回決算型）

約 款

ダイチエ・アセット・マネジメント株式会社

運用の基本方針

約款第19条に基づき委託者の定める運用の基本方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、インカム・ゲインの獲得と信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

DWS ロシア・ルーブル債券投信・マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 主として、マザーファンド受益証券への投資を通じて、インカム・ゲインの獲得と信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。
- ② マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として、ロシアの国債及び準国債等を主要投資対象とする投資信託証券に投資を行います。
- ③ 実質外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。
- ④ 市況動向及び資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 株式への直接投資は行いません。
- ② 投資信託証券への実質投資割合には制限を設けません。
- ③ 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

3. 収益分配方針

毎決算時（原則として毎年4月25日及び10月25日。ただし、当該日が休業日の場合は翌営業日）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- ① 分配対象額は、経費等控除後の繰越分を含めた配当等収益及び売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ② 収益分配金額は、委託者が基準価額水準及び市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。
- ③ 留保益の運用については特に制限を設げず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託
DWS ロシア・ルーブル債券投信（年2回決算型） 約款

(信託の種類、委託者及び受託者)

第1条 この信託は、証券投資信託であり、ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

(信託事務の委託)

第2条 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第18条第1項及び同条第2項並びに第23条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

(信託の目的及び金額)

第3条 委託者は、金600億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第4条 委託者は、受託者と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第5条 この信託の期間は、信託契約締結日から平成40年4月25日までとします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第6条 この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第7条 この信託契約締結当初及び追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割及び再分割)

第8条 委託者は、第3条の規定による受益権については600億口を上限とし、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(追加信託の価額及び口数、基準価額の計算方法)

第9条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（第20条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令及び一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

③ 第22条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第11条 この信託のすべての受益権は、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
- ③ 委託者は、第8条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第12条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

(受益権の申込単位及び価額)

第13条 販売会社（委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。）及び委託者の指定する登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。）をいいます。以下同じ。）は、第8条第1項の規定により分割される受益権について、その取得申込者に対し、販売会社が別に定める申込単位をもって取得の申込みに応ずることができるものとします。ただし、販売会社は、別に定める自動けいぞく投資約款（別の名称で同様の権利義務関係を規定する約款等を含むものとします。）にしたがって契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に対しては、1口の整数倍をもって取得の申込みに応ずることができるものとします。

- ② 前項の規定にかかわらず、販売会社は、第37条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合を除き、取得申込日が別に定める日にあたる場合には、受益権の取得申込みに応じないものとします。
- ③ 第1項の取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金（第4項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ④ 第1項の場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に手数料並びに当該手数料に係る消費税及び地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」といいます。）を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みに係る受益権の価額は、1口につき1円に手数料及び当該手数料に係る消費税等相当額を加算した価額とします。
- ⑤ 前項の手数料の額は、販売会社が定めるものとします。
- ⑥ 第4項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、第31条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

⑦前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所及び金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）等における取引の停止、外国為替取引の停止その他合理的な事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等が発生した場合、システムの誤作動等により決済または基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。）があると委託者が判断した場合は、受益権の取得申込みの受付を中止すること及びすでに受けた取得申込みの受付を取り消すことができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第14条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少及び譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第15条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者及び受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第16条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。
以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. 金銭債権
 - ハ. 約束手形
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
イ. 為替手形

（投資の対象とする有価証券等）

第17条 委託者は、信託金を、主として、ドイチュ・アセット・マネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結されたDWS ロシア・ループル債券投信・マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパー及び短期社債等
2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券及び社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第3号の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は買現先取引及び債券貸借取引に限り行うことができるものとします。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2

条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託 (金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

(利害関係人等との取引等)

第18条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律並びに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者(第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。)及び受託者の利害関係人、第23条第1項に定める信託業務の委託先及びその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等並びに第20条、第22条、第26条から第28条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律並びに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役及び委託者の利害関係人等(金融商品取引法第31条の4第3項及び同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。)または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等並びに第20条、第22条、第26条から第28条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等並びに当該取引、当該行為を行うことができます。

④ 前3項の場合、委託者及び受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項及び同法第32条第3項の通知は行いません。

(運用の基本方針)

第19条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

(信用リスク集中回避のための投資制限)

第19条の2 同一銘柄の投資信託証券への投資は、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会規則に定めるエクスポートホールドできる場合に該当しないときは、信託財産の純資産総額の100分の35を超えないものとします。

② 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対するエクスポートホールドの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として100分の35を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

(公社債の借入れ)

第20条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

② 前項の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④ 第1項の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第21条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際收支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約取引の指図)

第22条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産の時価総

額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約取引を指図することができます。

- ② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(信託業務の委託等)

第23条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係人を含みます。)を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者及び委託者が適当と認める者(受託者の利害関係人を含みます。)に委託することができるものとします。
1. 信託財産の保存に係る業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分及びその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第24条 金融機関または第一種金融商品取引業者等(外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。)から、売買代金及び償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等及び記載等の留保等)

第25条 信託の登記または登録をができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することができます。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。
- ④ 動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。

(有価証券売却等の指図)

第26条 委託者は、信託財産に属するマザーファンド受益証券に係る信託契約の一部解約の請求及び有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第27条 委託者は、前条の規定による一部解約の代金、売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等及びその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第28条 委託者は、信託財産の効率的な運用並びに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金及び有価証券等の償還金の合計額を限度とします。
- ③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

（損益の帰属）

第29条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益及び損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替え）

第30条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等及びその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立て替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済及び利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第31条 この信託の計算期間は、毎年4月26日から10月25日及び10月26日から翌年4月25日までとすることを原則とします。ただし、第1期計算期間は平成20年5月29日から平成20年10月27日までとします。

- ② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は第5条に定める信託期間の終了日とします。

（信託財産に関する報告等）

第32条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報及び当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

（信託事務の諸費用及び監査費用）

第33条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用（監査費用、法律顧問・税務顧問への報酬、印刷費用、郵送費用、公告費用、格付費用等を含みます。）及び受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸費用」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 委託者は、前項に定める諸費用の支払いを信託財産のために行い、支払額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合、委託者は、現に信託財産のために支払った額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する額に上限を付すことができます。また、委託者は実際に支払う額の支弁を受ける代わりに、かかる諸費用の額をあらかじめ合理的に見積もったうえで、実際の費用額にか

かわらず固定率または固定金額にて信託財産からその支弁を受けることができます。

- ③ 前項において諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、期中にあらかじめ委託者が定めた範囲内でかかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。
- ④ 第2項において諸費用の固定率または固定金額を定める場合、かかる諸費用の額は、第31条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計算し、毎計算期末または信託終了のときに消費税等相当額とともに信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の総額)

第34条 委託者及び受託者の信託報酬の総額は、第31条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の111以内の率を乗じて得た額とします。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第1項の信託報酬に係る消費税等相当額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配方式)

第35条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- 1. 配当金、利子及びこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸費用（消費税等相当額を含みます。）、信託報酬及び当該信託報酬に係る消費税等相当額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
- 2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸費用（消費税等相当額を含みます。）、信託報酬及び当該信託報酬に係る消費税等相当額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

- ② 每計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金及び一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第36条 受託者は、収益分配金については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第37条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金（第39条第4項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）については第37条第4項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金及び一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(収益分配金、償還金及び一部解約金の支払い)

第37条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヶ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し、遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の取得申込みに応ずるものとします。当該取得申込みにより増加した受益権は、第11条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。
- ③ 債還金は、信託終了日後1ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託

の償還をすると引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

- ④ 一部解約金は、第39条第1項の受益者の請求を受けた日から起算して、原則として、8営業日目から当該受益者に支払います。
- ⑤ 前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金及び一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。
- ⑥ 収益分配金、償還金及び一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。
- ⑦ 前項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、前項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

（収益分配金及び償還金の時効）

第38条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、並びに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（信託契約の一部解約）

第39条 受益者（販売会社を含みます。以下本条において同じ。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に、販売会社が定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

- ② 前項の規定にかかわらず、一部解約の実行の請求日が別に定める日にあたる場合には、原則として当該請求に応じないものとします。
- ③ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ④ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求を受けた日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.30%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。
- ⑤ 信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- ⑥ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他合理的な事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等が発生した場合、システムの誤作動等により決済または基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。）があると委託者が判断した場合は、第1項による一部解約の実行の請求の受付を中止すること及びすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができます。
- ⑦ 前項により、一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受けたものとして、第4項の規定に準じて計算された価額とします。

（信託契約の解約）

第40条 委託者は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が50億口を下回ることとなつたとき、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了さ

せることができます。この場合、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、マザーファンドの信託約款において別に定める特定の投資信託証券がその信託を終了することとなる場合は、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ③ 委託者は、第1項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日並びに信託契約の解約の理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- ④ 前項の書面決議において、受益者（委託者及びこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ⑤ 第3項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑥ 第3項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合、または信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項から前項までに規定するこの信託契約の解約の手続きを行うことが困難なときには適用しません。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

- 第41条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第45条の規定にしたがいます。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

- 第42条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第45条の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡及び承継に伴う取扱い）

- 第43条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することができます。
- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることができます。これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることができます。

（受託者の辞任及び解任に伴う取扱い）

- 第44条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第45条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。
- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

（信託約款の変更等）

- 第45条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨及びその内容を監督

官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項(前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日並びに重大な約款の変更等の内容及びその理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者(委託者及びこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

(反対者の買取請求の不適用)

第46条 この信託は、委託者が第39条第1項の一部解約の請求を受け付けた場合にこの信託契約の一部を解約する委託者指図型投資信託に該当するため、第40条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合に、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者であっても、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することはできません。

(信託期間の延長)

第47条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたとき、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長する場合があります。

- ② 委託者は、第5条の規定による信託期間満了日に信託を終了できない真にやむを得ない事情が生じたときは、受託者と合意のうえ、信託期間を1年延長します。この場合において、延長後の信託期間終了日においても当該事由が解消しない場合も同様とします。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第48条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称及び住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第48条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

(公告)

第49条 委託者が受益者に対する公告は、日本経済新聞に掲載します。

(質権口記載または記録の受益権の取扱い)

第50条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金及び償還金の支払い等については、この約款によるほか、

民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第51条 この信託約款の解釈について疑義が生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

平成20年5月29日（信託契約締結日）

委託者 ドイチエ・アセット・マネジメント株式会社

受託者 野村信託銀行株式会社

付表

1. 信託約款第13条第2項及び第39条第2項に規定する「別に定める日」とは、次のものをいいます。

フランクフルトの銀行休業日

ルクセンブルグの銀行休業日

親投資信託

DWS ロシア・ルーブル債券投信・マザーファンド

約 款

ダイチエ・アセット・マネジメント株式会社

運用の基本方針

約款第15条に基づき委託者の定める運用の基本方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、インカム・ゲインの獲得と信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

投資信託証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 主として、ロシアの国債及び準国債等を主要投資対象とする投資信託証券に投資を行い、インカム・ゲインの獲得と信託財産の中長期的な成長を目指します。
- ② 投資信託証券への投資にあたっては、別に定める投資信託証券（以下「指定投資信託証券」といいます。）に投資を行うことを基本とします。なお、指定投資信託証券は見直されることがあり、この際、指定投資信託証券として指定されていた投資信託証券が指定から外れる場合や、新たな投資信託証券が指定投資信託証券として指定される場合があります。
- ③ 各投資信託証券への投資割合は、市況動向及び資金動向等を勘案して決定するものとしますが、原則としてロシアの国債及び準国債等を主要投資対象とする投資信託証券の組入比率は高位に保つことを基本とします。
- ④ 外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。
- ⑤ 市況動向及び資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 株式への直接投資は行いません。
- ② 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ③ 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

親投資信託
DWS ロシア・ループル債券投信・マザーファンド 約款

(信託の種類、委託者及び受託者)

第1条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、ドイチエ・アセット・マネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

(信託事務の委託)

第2条 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第14条第1項及び同条第2項並びに第19条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

(信託の目的、金額及び追加信託金の限度額)

第3条 委託者は、金600億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができるものとし、追加信託を行ったときは、受託者はその引受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第33条第1項から第3項、第36条第1項、第37条第1項及び第39条第2項の規定による信託期間終了日までとします。

(受益証券の取得申込みの勧誘の種類)

第5条 この信託に係る受益証券（第10条第4項の受益証券不所持の申出があった場合は受益権とします。以下、第6条、第33条第2項、第35条及び第41条において同じ。）の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第2号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第9項第1号で定める適格機関投資家私募により行われます。

(受益者)

第6条 この信託の元本及び収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とするドイチエ・アセット・マネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

(受益権の分割及び再分割)

第7条 委託者は、第3条第1項の規定による受益権については、600億口を上限として、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託金の計算方法)

第8条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の信託財産に属する資産（第16条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令及び一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除して得た金額（以下「純資産総額」といいます。）を、追加信託を行う日の前営業日の受益権総口数で除して得た金額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

② 第18条に規定する予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益証券の発行及び種類並びに受益証券不所持の申出)

- 第10条 委託者は、第7条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。
- ② 委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。
 - ③ 受益者は、当該受益証券を他に譲渡することができません。
 - ④ 前各項の規定にかかわらず、受益者は、委託者に対し、当該受益者の有する受益権に係る受益証券の所持を希望しない旨を申し出ることができます。
 - ⑤ 前項の規定による申出は、その申出に係る受益権の内容を明らかにしてしなければなりません。この場合において、当該受益権に係る受益証券が発行されているときは、当該受益者は、当該受益証券を委託者に提出しなければなりません。
 - ⑥ 第4項の規定による申出を受けた委託者は、遅滞なく、前項前段の受益権に係る受益証券を発行しない旨を受益権原簿に記載し、または記録します。
 - ⑦ 委託者は、前項の規定による記載または記録をしたときは、第5項前段の受益権に係る受益証券を発行しません。
 - ⑧ 第5項後段の規定により提出された受益証券は、第6項の規定による記載または記録をしたときにおいて、無効となります。
 - ⑨ 第4項の規定による申出をした受益者は、いつでも、委託者に対し、第5項前段の受益権に係る受益証券を発行することを請求することができます。この場合において、同項後段の規定により提出された受益証券があるときは、受益証券の発行に要する費用は、当該受益者の負担とします。

(受益証券の発行についての受託者の認証)

- 第11条 委託者は、前条第1項の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。
- ② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し、記名捺印することによって行います。

(投資の対象とする資産の種類)

- 第12条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - (イ) 有価証券
 - (ロ) 金銭債権
 - (ハ) 約束手形
- 2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - (イ) 為替手形

(運用の指図範囲等)

- 第13条 委託者は、信託金を、主として別に定める投資信託証券（以下「指定投資信託証券」といいます。）のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図するものとします。

- 1. コマーシャル・ペーパー及び短期社債等
- 2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
- 3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券及び社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
- 4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第3号の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は買現先取引及び債券貸借取引に限り行うことができるものとします。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- 1. 預金

2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

（利害関係人等との取引等）

第14条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律並びに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）及び受託者の利害関係人、第19条第1項に定める信託業務の委託先及びその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等並びに第16条、第18条、第22条及び第23条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律並びに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役及び委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項及び同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等並びに第16条、第18条、第22条及び第23条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等並びに当該取引、当該行為を行うことができます。
- ④ 前3項の場合、委託者及び受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項及び同法第32条第3項の通知は行いません。

（運用の基本方針）

第15条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

（信用リスク集中回避のための投資制限）

第15条の2 同一銘柄の投資信託証券への投資は、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会規則に定めるエクスボージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、信託財産の純資産総額の100分の35を超えないものとします。

- ② 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対するエクスボージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として100分の35を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

（公社債の借入れ）

第16条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

- ② 前項の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

- ④ 第1項の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

（特別の場合の外貨建有価証券への投資制限）

第17条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

（外国為替予約取引の指図）

第18条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約取引を指図することができます。

（信託業務の委託等）

第19条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先

として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者及び委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
1. 信託財産の保存に係る業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分及びその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第20条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者及び外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金及び償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等及び記載等の留保等）

第21条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することができます。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。

（有価証券の売却等の指図）

第22条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第23条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等及びその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（損益の帰属）

第24条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益及び損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替え）

第25条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等及びその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立て替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済及び利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第26条 この信託の計算期間は、毎年4月26日から翌年4月25日までとすることを原則とします。ただし、第1期計算期間は、平成20年5月29日から平成21年4月27日までとします。

- ② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は第4条に規定する信託期間の終了日とします。

（信託財産に関する報告等）

第27条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報及び当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

（信託事務の諸費用）

第28条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用及び受託者の立て替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

（信託報酬）

第29条 委託者及び受託者は、この信託契約に関し信託報酬を收受しません。

（利益の留保）

第30条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行いません。

（追加信託金及び一部解約金の計理処理）

第31条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託にあっては追加信託差金、信託の一部解約にあっては解約差金として処理します。

（信託の一部解約）

第32条 委託者は、受益者の請求があった場合には、この信託の一部を解約します。

- ② 解約金は、一部解約を行う日の前営業日の信託財産の純資産総額を一部解約を行う日の前営業日の受益権総口数で除した金額に、当該一部解約に係る受益権の口数を乗じた額とします。

（信託契約の解約）

第33条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ③ 委託者は、この信託が投資対象とする別に定める特定の投資信託証券がその信託を終了することとなる場合は、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ④ 委託者は、第1項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日並びに信託契約の解約の理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

- ⑤ 前項の書面決議において、受益者（委託者及びこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

- ⑥ 第4項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもつて行います。

⑦ 第4項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、第2項及び第3項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

(償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第34条 受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除して得た額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(償還金の支払いの時期)

第35条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに当該償還金を受益者に支払います。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第36条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第40条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第37条 委託者が、監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第40条の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡及び承継に伴う取扱い)

第38条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡する THERE があり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任及び解任に伴う取扱い)

第39条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第40条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第40条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨及びその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日並びに重大な約款の変更等の内容及びその理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者及びこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもつて行います。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

(反対者の買取請求の不適用)

第41条 この信託は、委託者が第32条第1項の一部解約の請求を受け付けた場合にこの信託契約の一部を解約する委託者指図型投資信託に該当するため、第33条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合に、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者であっても、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することはできません。

(利益相反のおそれがある場合の受益者への書面の交付)

第42条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第13条第1項に定める書面を交付しません。

(運用報告書)

第43条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める運用報告書を交付しません。

(公告)

第44条 委託者が受益者に対する公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第45条 この信託約款の解釈について疑義が生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

平成20年5月29日（信託契約締結日）

委託者 ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

受託者 野村信託銀行株式会社

付表

1. 信託約款第13条第1項及び別に定める運用の基本方針の「別に定める投資信託証券」とは、次の投資信託及び外国投資信託の受益証券または投資法人及び外国投資法人の投資証券（振替受益権または振替投資口を含みます。）をいいます。
ルクセンブルグ籍外国投資信託 DWS ロシア・ボンド・ファンド
ルクセンブルグ籍外国投資信託 DWS フォルゾーゲ・ゲルトマルクト
2. 信託約款第33条第3項の「別に定める特定の投資信託証券」とは、次のものをいいます。
ルクセンブルグ籍外国投資信託 DWS ロシア・ボンド・ファンド